

第18回西和賀町議会定例会

令和4年3月8日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 おはようございます。高橋和子でございます。湯田庁舎においての初めての一般質問でございまして、また沢内庁舎の議場に比べて当局との距離がすごく近くなったような気がして、非常にうれしいような気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問に入る前に、今世界中騒がせておりますロシアによるウクライナの侵略は絶対許すことができないと思っております、一日も早い退

去を求めるものでございます。

また、この3月議会におきましては、あの東日本大震災、あれが生々しくよみがえってまいります。10年超えた震災の地域の皆さん方は、まだまだ大変なご苦労をされて、暮らしや住居や様々なものが破壊されて十分復興されておられませんので、私たちも内陸のほうから行って暮らしの応援をしたいなとまた新たに思うところでございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。通告しております項目に沿いまして、順次ご答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、国保税の子供の均等割について。皆さんも耳にたこができるような状態になっていると思いますが、改めて新町長の下でのお考えを確かめておきたいと思います。国保税の子供の均等割の課税について、12月定例会において質問いたしまして、3月定例会に向けて18歳までの免除を予算化するよう求めたところでございました。前町長は、周辺自治体の動きを見て検討するということと、こういうことについては国のほうで制度をつくってもらいたいものだというようなお話でございましたが、新町長におかれましてはこの間の条例でもお伺いをいたしましたけれども、改めて一般質問でのご答弁をお願いいたします。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまご質問のありました健康保険税の子供への均等割の課税につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

議長 税務課長。

税務課長 おはようございます。国民健康保険税の均等割の免除については、3月3日に議決をいただきました西和賀町税条例の改正のとおり、今年の4月から未就学児の5割の軽減を実施するところです。また、18歳までの子供への免除については、令和5年度に改正を予定している国民健康保険税の賦課方式の4方式から3方式へ移行するための税率の改正に合わせて検討を進める予定としております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 これは今までお伺いしたところでございますが、子供の均等割は前にも申し上げておりますけれども、国保税が高いということは皆さんご存じのこととございまして、協会けんぽの2倍もするという、平均的に見たところで、それだけ収入の少ない世帯の人たちが、あるいは農家の方や、全員が収入少ないということではありませんが、おおむね自営業の方々とか、退職された方とか、そういった方々の国保でございまして、非常に負担が高いと。さらに高いということは大きな問題でございまして、それはそれとして問題ですけれども、その中でも何かしら温かく手を差し伸べてあげたいとするならば、こういう過疎地で人口増、若い人の流入を一生懸命取り組んでいる町としては、子供の数が多きほど税金を高く払わなければならないという子供の均等割、これはやはりなくしていくべきではないかなと思います。

少子化、そして若い人たちの暮らし、子育て応援、そのためにもやはり取り組むべきで、そういう日本中の声に押されて国が未就学の5割ということをやったわけでございますが、西和賀町は岩手県内においても高齢化が一番高く、一番先に消滅する自治体だと言われてるところですから、よそよりもっと若い人を求めるならば、その若い方々が暮らしやすいものを行政がつくっていくべきだと思っておりますが、そういうことを含めて、この間税務課長からご

答弁いただいたように、それほど人数多くないし、それほどの負担になるような財政支出にはならないわけですし、そしてその反面、国保の基金が非常にたまっておりまして、県下1番、国保人口割にしても、それから医療給付の割合にしても断トツで高い基金のため込みをしておりますので、やはりそれは出しながら軽減してやるべきではないかなと思います。決断をするのはやはり町長であると思っておりますので、ご答弁をお願いします。

議長 内記町長。

町長 それでは、ただいまのご質問につきまして改めて答弁させていただきます。

12月議会で答弁いたしました観点から、思考、検討しておりますが、担当課長から回答させていただきました状況、5年度から移行措置を取らなければならないと想定される税の賦課方式の変更がどのような影響となるのか。見通しとしましては、資産割額賦課の比重が高い本町において、資産割額を減らす方向とされる賦課方式への変更では、他の所得割額、平等割額、均等割額の賦課により高いものにしていかなければ税としての均衡が図られないとの見通しであることから、激変緩和が必要である。そのためには、現在積み立てております財政調整基金からの手当てが必須であると見通しているところとでございます。こうしたことが想定される中で、税の軽減をどう考えていけばいいのか、なおもう少し時間をいただいて検討が必要であるというふうに考えております。

しかしながら、このことにつきましては、お話ありましたように今までもいろいろご質問、あるいは見解、そして対策の在り方ということでお話をいただいているところでございます。そういうところを踏まえまして、令和5年度には結論を出させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 確かにそういった財政支出が必要になってくるとは思いますが、私としては出せない額ではないと思っておりますので、ぜひとも今年度中に検討されてご答弁、後でまたお知らせをいただきたいと思っております。

では、次に参りまして、2番目は保健センターの構想についてお伺いしたいと思っております。保健センターの構想の考え方、検討された内容がありましたらお伺いしたいと思っております。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保健センターの構想について検討している状況についてお伺いするというところについてお答えいたします。

平成30年に策定をしました第2次西和賀町総合計画において、建設工事を令和元年度から令和4年度までの期間として、これまで施設整備のための基金の積立てを行ってきているところでございます。

しかし、令和3年3月に策定した西和賀町中期財政計画において、庁舎の改修、それから給食センターの建設と、ほかの施設の整備により、保健センターの建設については令和5年度から令和7年度の期間に延ばすということで現在計画をしているところになります。

今年度の検討状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策や新型コロナワクチン接種など、緊急的に優先的に対応すべき事務が健康福祉課のほうで重なっております。検討を進めることができていないような状況となっております。保健センターの機能としましては、現在健康福祉課で実施している事業や今後求められる事業など、関係機関と連携して具体的に検討を進めていきたいと考えているところになります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 非常にコロナも入って大変な状況であったとは思って見ております。しかしながら、健康福祉課が担当されていて、健康福祉課が動か

ないと何も動かないようでは何事も進まないのではないかなと思っております。やはりそれなりのチームをつくって、別な方がリーダーとなって進めていくようにすれば、これは非常に大事なことでありまして、介護保険も高いですから、また高齢者が多いということでもありますし、若い人を迎えたときに、いかに健康で生き生きとした町にしていくのかというところの要になるところだと思うのです。ですから、いろんな忙しいことがあってできないことは十分分かりますので、やれる方向をつくっていただきたいのですが、そういった場合に課のほうでリーダーシップを取らないと、それもできないというようなことになるのでしょうか、どうでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

保健センターにつきましては、この在り方自体は国のほうの法律に基づいて、地域の住民の方の健康を保持していくという視点で全国的に整備が進んでいるところもあるというふうに私自身承知しております。

西和賀の状況につきましては、これまでの経緯等、今担当課長から答弁したとおりでございますけれども、私自身といたしましてはそういうハードの必要性は当然あると思っておりますが、現在行っているソフト面での在り方、これがどういうふうになればいいのかという点で、また西和賀の場合、分庁舎という状態でございますし、保育所等の問題がございます。どこまで考えていくのかという部分で、いま一度整理をしてやっていくという必要があると思っておりますし、物理的にはコロナの問題等あって遅れていることはございますけれども、そういうことを踏まえまして検討させていただきたいというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 保健センターをつくるときは、計画、課の考え方の中にあると思っておりますが、保健と医療と福祉、それを一体となって進めていくという

ことですから、やはりお医者さん方にも協力を得て、医療分野が非常に関わってくることで、リーダーになってもらいながら、課のほうでしっかりバックアップして支えながら、住民を巻き込んで進めていくということではないかなと思います。町長、どうでしょうか、どんな、イメージ的に。国がと言いますが、保健センターは全国的になくなっているのです。だけれども、私としては西和賀町には必要だと思っているのです。やはり歴史的な、そういう命や健康に対する取組がずっと西和賀町で古くから住民と一緒に行われてきましたので、そういった地盤を持っていますから、医療と福祉、保健。保健が要になって、健康福祉課が要ですけども、そうやって進めていく中身についてはそれぞれの現場があるわけですけども、骨組みをしっかりと、やはりお医者さんの意見も借りながら進めていかれたほうがいいのではないかなと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

ハードとといいますか、施設については、そういう国の枠組みがあるのだろうなと思います。それが必ずしも西和賀に合うものかどうか、必要なものかどうか、そういう検討がなされて整備しようという経過はあると思います。

しかし、今お話ありましたように過去の西和賀町地域、そしてまた旧沢内と取り組んできた在り方というのは、箱物があって考えてきたのではなくて、実情を踏まえて、そして自分たちの今持っている資源、そしてお医者さん等の力をお借りして取り組んだ成果というものがあると思います。そういうものも踏まえさせていただいて検討させていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 あのときに院長先生や総括院長は、非常に西和賀町に興味を持って、そしてできるだけ力になりたいということでおおいでになっていた

面もおありのようですので、年々年はいくわけですから、早めにしっかりとそういった地盤づくりをしていただくということ、そして住民の教育、職員の皆さんの勉強も含めてそういったものにするのかということだと思っております。

そのときに考え方としては、歴史的に住民が学んできたことを思い出しますと、生まれる前から、おなかの中から生まれて、そして成長する、そして働いて、老化して亡くなる、その一連の西和賀町住民の命と健康に関わる部分を行政がしっかり支えるのだという、そういう認識だと思っております。ずっと生まれて亡くなるまでの一本通った柱、これに対して子供の頃には発達を保障するとか、あと病気、学童のいろんなこととか、それを健康面から精神面から予防的な視点で見て支えながら、成人になって、そして病気をしっかり予防しますと、高齢者になったときに介護を要する町民が少なくなるわけです。今も非常に頑張っておられますけれども、それを町民の目にも見える、そして町民も参加して、自分も頑張る、そういったものを喚起しながら、町民自らが自分の健康、何歳まで生きるのだとか、生きがいを持つのだとか、そういったところをずっと含みながら、ですから本当は保健、医療、福祉だけではなく、昔は教育委員会、それから農協や県の生活改善とか、一体になって住民に対応してきたということもありますので、行政だけ頑張ると疲れますし、口で何やら言っても町民は動かないということもありますから、やはり町民自らが動けるように、幾ら高齢期になってもかくしゃくとした町民は本当に大勢おりますから、そういったところでぜひともお願いしたいと思います。そういった運び方がいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

経過としまして、今お話あったとおりだと思います。そういうことを十分踏まえて検討した

いと思いますし、やはり今情報化とか高齢化とか構造的に変わっている、あるいは取り巻く環境が変化している点もございますので、そこを加味しながら、今のようなお話を踏まえて検討を重ねたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、お忙しいと思いますが、できるだけ早く組織づくりだけは進めていただきたいと思っております。

その次に、3番目に行きたいと思っております。人口対策の面からちょっと考えてみたのですが、西和賀町の人口増対策はどの部署でも常に真剣に取り組まなければならないものと思っております。やっつけらっしゃると思うのですけれども、そういった観点から、転入者を受け入れる町の公的対策である人件費の在り方は改善を要するのではないかと思います。次の4点についてちょっとお聞きしてみたいと思っておりました。

早く言えば支給する給与、報酬というのがすごく安いと思っております。何でそうなのかという、それでいいのか、そういったところでちょっとお伺いしてみたいと思っておりますが、最初に地域おこし協力隊の待遇について、何を根拠というのか、何と表現したらいいかちょっとよく分かりませんが、給与の根拠になるところとか、こういう考え方でこうしているというふうなところでご説明をお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、ただいまの地域おこし協力隊の待遇について私のほうからお答えいたします。

地域おこし協力隊は、総務省が推進する制度で、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として任用し、地域おこしの支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組です。

地域おこし協力隊の活動に要する経費について、一定額を上限として特別交付税の措置があ

ります。町では報償費等の上限額を基本とし、他の会計年度任用職員とのバランスを考慮しながら給与の額を定めております。

なお、給与とは別に活動に要する経費として消耗品、旅費、研修資格取得に係る費用のほか、家賃、光熱水費、車両対応に係る一定量の燃料費を町が負担しております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 前からご説明いただいていることで、了解ですが、これで過疎の西和賀町でやりたいと、今いらしてくださる方々はそれぞれの思いを持って、非常に優秀な、様々なスキルを持って入っていらして、8日の日にちょっと交流する機会があつてお話をお伺いしたのですが、ご本人たちは口には出さないですけれども、伺いますと、端々から暮らしていくそのものがやはり経済的に厳しいというところがありまして、この制度の中で必要なやれることをやるということで、自分で賃金を得ながら、稼ぎ出しながらやっつけなければならぬのだということをおっしゃってございましたけれども、それはそれでいいと思っておりますけれども、それにしてもどうなのかなと思っております。安いのではないかなと思っておりますが、よそも同じなのではないでしょうか。今住居とかいろいろ手当てはありましたが、それはそれで来られた方にやってあげなければならないものですから、生活基盤ですから。どうでしょうか。まあまあということでしょうか。何に比較してというようなことはあれなのですが、課長はどうですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、移住というか、そういうふうな位置づけでもある地域おこし協力隊ですけれども、県内の市町村の状況を見ますと、確かに高いところもございまして、安いところもあるという状況でございます。それで、ほかの市町村のところを見ますと、光熱水費とかそういう部分につ

いては大体自己負担になっているというのが大半でございます、西和賀町についてはそういう部分もしっかり活動費の中で見ているというところはございます。

それとあとは、町内のほかの会計年度任用職員というところとのバランスというか、業務内容的なところも、まず勤務時間ということもございまして、その調整というのも必要だなというところで考えております。

なお、3年間の活動を終えた後のそういう起業を目指してという部分については、制度的には副業も可能であったりとか、あとはまた別に起業支援というような部分もありますし、それとは別にそういう起業に向けた制度というものも探しながら対応していきたいというふうには考えているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 ぜひ引き続きご検討をお願いしたいと思います。

その次に、今お話ありました会計年度任用職員の待遇についてお伺いしたいなと思います。令和4年度の募集の一覧を頂きまして拝見いたしました。任用職員というものの報酬の基盤になるものは何なのですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず初めに、会計年度任用職員については、町が行う業務において必要とする人材を任用するというふうな考え方で進めております。

基本となる報酬の額については、令和2年4月1日から会計年度任用職員は制度が新たに運用されているということで、それまでの職員に支給されていた、臨時職員とか嘱託職員とかそういう方々がそれまでに支給されていた金額をベースに、それぞれの職種に応じて報酬額等を決定したものであります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、今までの臨時の方々は、そういったものの給与の基盤になるものは何ですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

その基盤、考え方についてですけれども、まず県のほうで最低賃金という金額も出しておりますし、あとそれぞれ勤務する経験年数等を踏まえて、そういうふうな部分で、これまで臨時職員なり嘱託職員の給料を決定してきた経緯がありますので、その部分を新たな制度のほうに引き続いて運用しているという、それまでの考え方を継承して新しい制度で運用しているというふうな考え方になります。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。そういうわけですと、県の最低賃金が基盤になるということかなと思います。またいろいろその間に加味されるものが、加味しているのか、差し引いているか分からないですけれども、そこが基盤だろうなと思いますが、この一覧表を拝見いたしましたして現業部門とか、あと保育や、いろいろですよ、多種多様、物すごい種類の職員の方がおられて行政を支えているということですが、時間額で書いていたり、月額で書いていたり、日額で描いていたりしていろいろなのですけれども、全部時間に直してみますと大体横並びで数字が出てまいりまして、時間額でいくと1,300円とか897円とかです。この897円は何なのですかね。ちょっと気になるのが、何となくは分かるのですが、今言ったような賃金格差のところの考え方というのはどうなっているのかなと思います。お伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

募集要項を見ての今金額のお話だと思います。まず、職種によって、先ほど言いましたように月額、日額、あと時間額というふうな形で、職種によっていろいろな表現をしていますけれど

も、勤務時間、あと勤務日、そういうふうな部分においてどのような給与体系にするかというのをまず検討した経緯があります。それで、週5日勤務となれば、まず基本的には月額報酬というふうな形になると思いますし、あと6時間、短時間勤務とかという場合でも、それが週5日であれば月額報酬にはなりますけれども、あと短時間で、時間で実際に働いていただいて、その実績に基づいて支払うというふうな形の方もおります。それぞれの募集する職種によって勤務時間、勤務日数等、そういうような勤務条件が異なることから、様々な報酬額の設定にはなっておりますので、そこはまずご理解いただきたいということと、あと同一の職種については、先ほども言ったとおり時間給に換算すれば同一になるというふうな考え方でおります。まず、そういうふうな考え方で募集要項での報酬額等を示しているということになります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 例えば1,300円の方や897円の、この違いというのは何なのか。時間だけ。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

例えば事務系の職種、あとは保育士とか運転手さんとか、そういうふうな資格を持った方とか、そういうふうな職種によって金額が変わっているというふうになっておりますので。

あと保育士さんとかであります。資格を持っていないで保育補助という形と、資格を持っている方で保育をしていただくという、そういうふうな資格あるなしでもそういうふうな金額が変わってくる、あと職種によっても変わってくるというふうな形になりますので、よろしくお願ひします。

議長 高橋和子君。

4番 給食調理補助の方は897円、それから学校の給食調理員さん、図書室管理人さん、865円なのです。看護補助の方、857円から。スクー

ルバスの運転手さん方1,039円とか、除雪の方とか、そういう外で重労働されるような方々は1,000円以上になっているようです。重労働なのかどうかによってそういうふうになって、今説明のとおりでないような気がしてお伺いしているのですが、細かい話になるとちょっとあれなのですが、例えば保育の現場でも八百幾らで任用されているということで、職種によって違うところは、今説明ではちょっと理解できなかったのですが、もう一回。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず、一般職の給与についても行政職と労務職で給料表が違うというふうな部分がありますので、大きく分ければそういうふうな職種の違いに応じて、会計年度任用職員についてもそういうふうな職種に応じてそれぞれの給料表に落とし込んでいるので、先ほど申したとおり職種に応じての差が生じているというふうな部分になりますし、あと除雪作業員の例で申しますと、これについてはこれまで臨時職員で任用してきた金額がありますので、先ほども言いましたとおり、それらの経緯を踏まえて、今回給料として金額を定めているというふうな内容になります。

あと、先ほど1つ言いました資格ある、なしという部分で考えますと、実際、例えば保育士とか調理師で資格がないとなれば、その時点で事務系と同じような形での給与体系にするというふうな部分もありますので、そういうふうな部分でも額に差が出ているということでもあります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 もう一点お伺いしますが、今資格とおっしゃったのですが、例えば普通自動車なんていうのはあまり比較にならないと思いますが、調理師の免許がある方を優先するとか、それから図書のほうでは司書資格があれば、なおいいと。

それから、看護補助者のほうでは看護師補助の経験とか、介護、福祉の免許とか。あと、保育の現場でも保育士の免許があればいいというふうに「可」と書いているのですが、そのとおりになっていますか、ちょっとその辺確認したいなと思います。なおいいということは、例えば八百幾らから経験のある人は加算されるということに読み取るのですが、そうなっているのか、それは違うということであるとかお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 では、今の点に関しては、学務課長のほうから実際に任用しているところでお答えしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、会計年度任用職員のところで、今調理師さんと保育士さんのお話がありましたので、お答えさせていただきます。

募集に関しましては、資格があれば、なおいい形でありまして、実際募集して来ていただいている方、資格ある方、ない方いらっしゃいます。賃金体系ですけれども、同じ金額での雇用という形になっているというのが現状です。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 実態はそうだということですね。それでいいのか悪いのかは、ちょっと問題だと思いますので、考えていただければと思います。これ見る限りでは、やはり資格とか相当なキャリアがあれば、それは若干考えてもらえるだろうと思うのではないかなと、私だったらそう思います。この辺りは、ちょっと考えていただければと思います。

それから、4番目でございますが、Iターン、Uターンのところの支援の内容についてお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 集落支援員の待遇ということによろしい……

(ごめん、ごめん。それでいいですの声)

ふるさと振興課長 それでは、集落支援員の待遇ということでお答えいたします。

集落支援員制度につきましても総務省が推進する制度であり、集落対策の推進について自治体職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施するものとされております。

支援員の設置に要する経費、集落点検の実施に要する経費、集落での話合いの実施に要する経費については、一定額を上限として特別交付税の措置があります。町ではその額を基にしまして、他の会計年度任用職員とのバランスを考慮しながら、まず給与の額を算定したというものです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 この募集やっているあたりは、やはり給与を見ますと安いなという、町民の方々の声でもありましたので、みんな横並びで低くしているような気がしますので、その辺はちょっとご検討をお願いしたいなと思います。

ずっと今まで聞いてまいりましたが、同じレベルということになりますと、やはりその根拠になるものは最低賃金ということでいいでしょうか。そうではなくて、何か町の職員の給与関係がベースになっているのでしょうか、その辺お伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

集落支援員の金額についてですけれども、先ほどからお話ししております最低賃金が基準というふうな表現ではなくて、最低賃金は当然上回らなければならないというふうな意味合いでお話ししたものでありますので、その点はまず修正といいますか、そのようにご理解いただきたいと思いますので、よろしくお伺いします。

集落支援員は、今年度新たに募集する職種でありましたので、その点については総務課と任用する課において協議を行って金額を決定した

ものであります。集落支援員の業務内容等、それらを踏まえまして協議して、お示しした金額で募集をしたということになります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 状況は分かりました。

それでは、その次のUターン、Iターンの支援についてお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

移住者U、Iターンへ支援の在り方についてという部分ですけれども、まず支援につきましまして町に住所を有し、各種制度の対象となる住民の方々が公平に享受することができるメニューが準備されているというものでございます。移住者に限定した施策としては、移住者の住宅取得支援ですとか、あと国、県の交付金事業でありますけれども、東京圏からの移住者を対象として支援金の支給というものがございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 人口を増やすために取り組んでいますよね。今お尋ねした第3の項目は、人口対策でお伺いしています。ですから、UターンでもIターンでも本当に心が通うような対応をしていかないと、過疎の豪雪の町に喜んで来てくださる方というのはなかなか、また子供や孫も戻ってくるというのは深刻な問題なのです、本当に現状の中で。ですから、ここはまた検討しながら、Iターン、Uターンされた方々から直接聞いて、課題をきっちりつかんで、もっとよくやってほしいです。

いろいろな賃金や報酬やら、よそと同じでは選ばれないと思います。やはり何とかしてよそよりちょっと頭出ししないと、お金だけではなく来てくださっています、たくさんの方々が。それでもまだまだ人口を増やすなら、やはり基本になる、まして子供を連れてくるとか、そういった若い世代が来るとすれば、本当にそうい

った収入源は非常に深刻だろうと思いますので、ご検討をさらに重ねて、より一層人口が増える取組をしていただきたいと思っているところですが、町長、いかがですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

全国でいろいろある中で、西和賀を選んで来ていただくと、そういう方々にしっかり対峙していくということは必要だということはこの間も協力隊の方との意見交換等をさせていただいたときに改めて感じたところでございます。待遇については、やはり標準的などころはしっかり守っていかなければ、手当てしていかなければならないとは思っております。

一方で、恐縮ですが、お金の競争になってもどうかという点を考えております。そこもしっかり踏まえて、あとは地域性とか生活条件で単純に比べられないところもある、むしろそれが特色になって来ていただくという点もあると思いますので、そのこのところのあんばいを見ながら、私人としてしっかりし、ここに来て仕事をして暮らそうという方ですので、お金の面以上にまた必要な部分に向き合って大事にしてやっていきたいと、そういう考え方の下に今後も検討を重ねて対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 今町長おっしゃったように、お金でない部分もそれ以上に重要であると思いますので、皆さんもそのように思っておられると思いますが、そういったところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では、最後になりますが、森林環境、常に山が気になって見ておりまして、森林環境譲与税について、通告書に書いておるとおり、日本農業新聞に載っております、あまり使われていないとか、横浜のような大都市に非常に多く分配されているというふうなことがありますので、せつかくのこういう重要な大事な財源を、やは

り西和賀町のような森林をやっていくことの重要性のあるところにしっかりと手当てしてほしいなと思いますので、この点についてお伺いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、私のほうからただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

まず、2019年、それから2020年ということでの記事の内容ということでしたので、西和賀町の現状についてお知らせをしたいというふうに思います。

最初に、令和元年度における森林環境譲与税の西和賀町に対する配分額でございますけれども、661万4,000円でございます。そのうち事業に充当した額でございますけれども、415万6,000円となります。差引き、残りの245万8,000円を森林整備促進基金のほうに積み立てたということでございます。そのときの使途でございますけれども、森林カルテの作成委託、林業担い手育成事業及び森のサイクル普及啓発事業となっております。

それから、令和2年度でございますけれども、令和2年度における森林環境譲与税の配分額は1,405万6,000円となっております。急に増えたということでございますけれども、このような配分になっていまして、そのうち事業に充当した額は717万円となっております。そして、残りの688万6,000円を森林整備促進基金のほうに積み立てたということでございます。

金額が増えたということで、使途が増えたのですけれども、その中で主な使途について申し上げますと、地域林政アドバイザーの雇用事業、それから森林所有者の意向調査事業、それから森林カルテ作成委託及び民有林の環境保全事業というふうなことになっております。

それから、通告の中で譲与の額が適切かというご質問がありましたので、これについてお答えをしたいと思います。制度の譲与基準というのは、これは法律上の基準ということですから、

全体の10分の5、50%を私有林の人工林面積、杉ですとか人の手で植えたものの面積ということになりますけれども、それが50%、そして10分の2、20%でございますけれども、これは林業就業者の数で割ると。そして、残りの10分の3、30%ですけれども……

(もう一度の声)

林業振興課長 もう一度。20%は林業就業者の数、実際に林業で働いている方の数です。それから、残りの30%、10分の3が人口で譲与すると、このような仕組みになっています。よって、3割です。結構人口の規模が譲与の額に影響を与えるような仕組みになっているというふうな形です。

加えてなのですけれども、先ほど私有林の人工林面積の割合50%で話をしたのですけれども、西和賀町は町の森林面積の大体75%、4分の3近く国有林で占められているということで、私有林の人工林面積の割合においても不利な状況と。人口で不利、そしてこの私有林のほうで不利といった中身になっているということでございます。

令和5年度以降の見通しということでお答えしたいのですけれども、この譲与の額に関してですけれども、民有林の環境保全整備事業等の事業量、これが今後増加するものというふうに考えております。加えて森林所有者の意向調査というものを今令和3年度、それから4年度、2か年継続して行うのですけれども、この結果を踏まえてということになりますけれども、経営管理権の集積計画策定業務、この後に続く事業ということになりますけれども、それから森林所有者から実際に管理ですとか、売買ですとかの関係、経営管理権の取得というものがあるのですけれども、こういった部分の関係はどうしても事務職だけは難しいということで、将来的には専門人材の方をお願いしないとできない部分があると、そういった方を確保するといったこと、そういったことの体制整備の進捗に伴

ってやはりお金がかかってくると、財源的な不足というものが予想される状況にあるというふうに考えております。

それから、後段のほうで林業に携わる人材確保の関係ということで、地域おこし協力隊の確保、10人程度を受け入れたらどうかといったご質問もありましたので、その部分についてお答えしたいと思いますけれども、専門人材の確保というものの、これは林業施策を行う上で、先ほど申し上げたとおり、どうしても必要だというふうに申し上げました。ただ、今協力隊をすぐ数多く受け入れるということが大事というよりも、しっかりした教育、実践訓練、そういったことを通じて林業の実際の現場で活躍できる仕組みづくり、あるいは林業が経済として循環する仕組みづくりですか、そういった部分をきちんと整えないと、やはり幾ら人を連れてきても機能しないのではないかなと、まずそのような環境づくりに取り組むことが必要ではないかなというふうに考えています。

ちなみに、地域おこし協力隊、林業関係の受入れの先進事例として高知県の佐川町というところがありますけれども、そこでの取組があるということで、そこでの考え方を参考にしながら、林業に携わる人材を確保して、さらには育成する仕組みづくりというものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 国の制度そのものに対しては、やはり当事者というか、町から言っていないと、今課長がおっしゃった不利な部分ですよね。人口は減るし、国有林は多いしと。国有林は国有林での自治体での価値みたいなのも必要だなと思っておりますが、やはり上に向かって物を言っていないと、その辺は実現していかないだろうと思います。

それで、今後譲与税がどのようになっていくのかちょっと分かりませんが、しばらく

は続くのだろうなと思いますが、今手当てしないと森林関係は非常に大変なことになる、もうなっていると思いますが、やっぱり私有林を何とか価値のあるものとして売り出していくというふうなことについては、現時点は難しいようではあります、何か課長としては考えありますか。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 では、私の考え方ということで、ちょっとお話をしたいと思います。

今ウッドショックということで非常に騒がれていると。輸入の建材等が減って、そして国産の材の需要が高まっているといったことになっているのですけれども、高くなったからといって、すぐさま木を切り出して製材して売り出すということがなかなかできないというふうな仕組みになっています。とはいえ、そういった流れというものは今後も続いていくというふうに思いますので、しっかり間伐ですとか、下草刈りですとか、そういった管理をきちんとしながら、そういった需要に耐えていけるような流れといえますか、そういったことを取り組んでいかなければいけないのかなというふうに思います。

あわせてということですが、岩手県の周辺、秋田県のほうにも大きな企業等もありますので、そういった部分の連携等も見据えながら、やっぱり経済的な環境といえますか、そういったものも整えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 非常に重要な施策となると思いますので、引き続き人材育成含めてお願いしたいと思いますが、町長はこういった件に関してどのようにお考えですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

対策につきましては、町としての取組につい

てはただいま課長からお話ししたところを基本に進めるということになると思いますが、私自身も携わってきた経験と現状の課題から見ますと、1つは基本のような形ですが、道路、林道等の道路、これをしっかりどう造っていくのかというのがいつの時代も問われているなど。管理、あるいは伐採して出すという上でも重要になりますので。それにも増して私自身重要だと思っておりますのは、所有の在り方です。補正予算質疑の折にも述べさせていただいたと思いますが、価格が高くなって、なかなか木が出てこない、出せない、そういう背景には所有の在り方、そういうものが非常に大きいということで、あとまたちょっと広がった言い方になりますけれども、不在村、農地でも進んでいますが、山はより一層進んでいまして、そういう所有関係の問題等で、物があっても動かない、動かさない、こういう状況は、やはり一方では公的な力でないとなかなか打破していけないと。民間で、高くなれば何としても出して売るといふ、そういう方はいらっしゃると思いますが、土地利用とか公的部門は町の行政の役割であるということを思ったときに、そういう面もしっかり見据えてやっていかなければいけないなどというような考えでおります。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。引き続きしっかりと取り組んでいただけるようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 おはようございます。議席番号1番、刈田敏です。ひかり放送、ちょっとトラブルあるようですけれども、おわびを申し上げながら、私の一般質問を始めたいと思います。今回通告しているのは2点であります。早速質問してまいります。

雪への対応策についてであります。今冬は、西和賀町雪害警戒本部が設置され、積雪の多い状況にありました。様々な面において影響が大きく、日々の暮らしに不安を与えている。高齢化が進む中、少しでも安心して生活を営んでいくためには雪に対する対応は優先して行わなければいけません。加えて冬季の産業に結びつけることも極めて重要なことと思います。現状の対応策、今後の考え方について伺うものであります。

初めに、高齢者世帯に対する対応策と今後の考え方についてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

雪についての現状の対応策については担当課長からお答えし、今後の考え方につきましては後ほど私から述べさせていただきます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高齢者世帯に対する雪への対応策につきまして、健康福祉課のほうでまず関わっている事業については私のほうからお答えさせていただきます。

まず、健康福祉課のほうの関わっている事業としましては、冬期間居住できる生活支援ハウス事業の活用、そして福祉除雪のあっせん、あと介護予防・日常生活支援総合事業を実施して、地域の住民が主体的となって行っております地域サロン活動からの除雪支援となっております。また、西和賀町社会福祉協議会のほうで行われております雪かき支援ボランティアのスターズの活動からの支援も行われているような状況となっております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、農業振興課が関わっている部分について情報提供したいと思います。

まず、本町につきましては、結いなど助け合いの精神が非常に強い地域とっております。除雪につきましても、地縁や血縁による除雪が難しくなった世帯の手助けを行っていただいていると思っておりますが、町全体の高齢化により除雪弱者も増加し、助け合いだけでは手が回らない状況になっているものと考えております。

こうした状況ではあるものの、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進める集落も出始めております。中山間地域直接支払交付金の集落機能強化加算を活用し、令和3年度は7つの集落で高齢者の除雪支援に取り組んでおります。先ほど健康福祉課長からも答弁がありましたように、様々な事業や人材を活用して除雪課題に住民の皆様が取り組んでいるということは非常に心強いものと思っております。中山間地域直接支払交付金の集落機能強化加算ほどの協定でも取り組めることとなっておりますので、今後7集落に続くことが出ることを期待しておりますし、町でもこの部分は強力に推進していきたいと考えております。

以上です。

議長 内記町長。

町長 私から今後の考え方、対応についてお答えさせていただきたいと思っております。

本町は、岩手県で唯一全域が特別降雪地帯の指定を受けている町であり、安心安全な町民生活を保障していく上で除雪対策が極めて優先度が高い施策であるということは認識しているところでございます。

先ほど高齢者ということですが、高齢者主体になりますが、そういう除雪につきましては、現状としては住民生活に大きな支障が出ないよう、何とか持ちこたえているところであると考えておりますが、様々な課題を抱えていることも事実です。それらの課題解決に向け、取組を強化していかなければならないと考えていると

ころでございまして。そのためには町、地域、町民の役割分担を整理し、それぞれの役割やできることを現状を踏まえ、改めて検討する必要があると考えております。

加えて先ほど両課長から説明させていただきましたような対応をしておりますが、それらとほかの自治体が行っている例など情報収集、あるいは比較検討などを行って、施政方針でも述べさせていただきましたが、町としての除雪対策の基本となる地域安全克雪方針を令和4年中に作成し、それに基づいて対策を進め、強化していきたいと考えているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 まさに除雪については、一般的にはこの家庭でも大変であります。西和賀町で暮らしていくためには大きな障害であります。肉体的、精神的、そして金銭的にも大きな負担となっております。特に高齢者世帯、二人暮らし、独り暮らしの家庭ではさらに大変な状況にあることは私が言うまでもないと思っております。

ただいま健康福祉課と農業振興課から現状を伺いましたけれども、再度質問させていただきましても、地域サロンというものの除雪は実態としてはどのようなものか。

それから、農業振興課においては、今中山間の集落機能加算が7地域で行われているということでありました。もっと増えるように期待したいということでもありますけれども、これは期待だけしていても進まないと思っておりますけれども、その辺の考え方はどのようなになっているのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

集落機能強化加算については、現在7集落ということですが、令和4年度につきましては10ぐらいの集落から問合せが来ております。全てができるとは考えておりませんが、そういった問合せがある集落につきましては、ほかの集落で

はこういう形で実施しているというような事例を紹介しながら、10集落以外にもぜひ農業振興課として推進していくということにしておりますので、令和4年度何集落、令和5年度何集落という形で増やしていきたいというように考えております。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 地域のほうで主体で行っておりますサロン事業につきまして私のほうからお答えしたいと思います。

現在9地区でB型サロンということで、地域のサロン事業を実施しております。そのうち7地区において除雪の支援を実施しているという地域になります。それぞれ地域ごとにどのような方法でということで、それぞれ地域のサロンの中で皆さんで話し合いをしまして、燃料の実費代であったり、それから除雪の借上料をそれぞれ機械に応じたり、人件費で応じて、まずそれぞれ費用を決めて、1時間当たり幾らというような決め方をして実費分を弁償したり、それからあと個人負担がある地域も中にはあります。それぞれどのような方を対象にというような形で決め事を決めて進めているというところになりますので、今回それぞれ今年度生活支援、サロンを実施しているところで皆さんに集まっておきまして、情報交換をして、お互いに実際除雪支援だけではなくて、外出支援やら見守り支援等を行っておりますので、そういうところの情報共有をして、それぞれの地区でさらに活動の活発化というところを話し合っておいてありますし、また社会福祉協議会さんのほうに生活支援コーディネーターの方を委託をお願いしておりますので、新たに地域が増えるような形で、町とそれから社協さんと併せて支援をして、さらにサロン事業が活発になると併せて除雪支援も増えていただきたいなということで考えているところです。

議長 刈田敏君。

1番 農業振興課長にお聞きしますけれども、

問合せ等あって、あと増やしたいということですからけれども、これは進まない原因というか、要因はどういうことだと考えていますか。かなりハードルが高いようではございますけれども。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、7集落でやっているという市町村はなかなかないということで、進んではおりませんが、西和賀町では取り組んでいただいているほうです。我々の説明を聞いた事務局の方はずいといただけるのですが、事務局の方が今度集落に行って説明、あるいは誰がやるのだといったときに、自分が中心にならなければならないというような部分も負担になるということもありまして、決断できないというところもあるようです。ですので、もし説明会とかそういったものに呼ばれば、我々が出かけていって説明いたしますし、そういった部分で行政区全体で取り組んでいただくような方式を取らないとなかなか進んでいかないのかなと思っていますので、先ほどもサロンとの連携という集落もありましたので、そういった部分、横のつながりをもう少し強めて広めていきたいというふうに思っております。

議長 刈田敏君。

1番 今年度から集落支援センターの運営事業を始めていくわけでありましてけれども、これこそ重要なポイントになるのではないかなと思います。なかなか事務局サイドでは、各地域の事務局では難しいところをどうにかうまく探りながらいくことも必要だと思いますけれども、集落支援センター運営に関してはこのようなことも考えられるのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、今高齢者の支援の面から健康福祉課の事業、あと農業集落の関係、中山間の集落加算という部分からの回答がありましたけれども、それぞれの集落単位ですとかサロン単位で地域

除雪というものに取り組んでいるところはあるわけなのですが、実際それが行政区単位、自治組織単位で取り組めるかということ、またそこは全体での話合いというものは必要になってくるのだと思っております。

それで、まずふるさと振興課としても集落支援センター単位でそういう話合いは促進していくということになると思いますし、令和4年度に策定する地域安全克雪方針というものの策定の中でもそういう部分の現状を把握しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 先ほど町長が申し上げました地域安全というのを今ふるさと振興課長が話していた令和4年度に策定したいということによろしいですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

計画では、令和4年度に策定をするということで進めたいと思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 ちなみに、新聞報道等ありましたけれども、軽米では軽米自主防災組織の活動として除雪を行っているということもありますので、やっぱりいろいろな状況を踏まえながら、西和賀町でどういう形がいいのかということと協議していただければと思いますけれども、今回の質問の趣旨は、町としてできること、できないことを共通認識して住民に知らせることが重要なことだと思います。

そしてまた、これならばできる可能性があるのではないかということを確認して、雪に対する対応が少しでも解決していくものということで協議していただければと思います。

次の質問に入ります。次の質問は、道路の除排雪についてであります。除排雪と除雪作業員の現状と課題についてお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

道路の除排雪業務につきましては、今年度は町道が258路線、延べ190キロメートルと町道以外の生活道路となっている農道や公共施設等の27路線、延べ29キロメートルの除雪を行っているほか、通学路となっている一部の歩道6路線、延べ3.8キロメートルの除雪も行っております。保有している除雪機械ですが、車道用として除雪ドーザー15台、ロータリー除雪車16台、除雪トラック9台、除雪グレーダー1台の計41台、歩道用では乗用タイプ1台とハンドガイド2台の計3台で、全部合わせますと44台の保有、稼働台数となっております。

それから、除雪作業員ですけれども、12月1日から3月31日までの4か月間、町の会計年度任用職員として雇用をしており、今年度は今日現在で44名の作業員が業務に従事しております。

本町の除雪業務の特徴といたしましては、作業員を町が直接雇用する、いわゆる直営方式を取っている点でありまして、長年にわたる技術の蓄積によって安定した除雪水準が保たれており、その技術力というものは内外から高く評価いただいているものと認識をしているところでございます。

一方で、直営方式のデメリットとして、ここ数年来課題となっておりますことは、これまでも度々申し上げてきておおり、やはり人手不足で、作業員の確保が難しくなっているということでありまして、これにつきましては即効性のある対策というものがなかなか難しいことから、一部路線の委託化なども含めまして総合的に対応していく必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 かなり作業員の不足というのが影響されていますけれども、作業員が少ないからという

ことで、サービスの低下にこれはつながってはいけないものだと感じております。それについて1点ですけれども、平成17年合併時、道路除雪計画の方針としてうたっているのが、福祉行政の要望が高まる中、各地区の民生委員などと協力し、高齢者世帯、一人暮らし老人世帯を主に、要援護者世帯に対して優しい除雪に努めるということが方針の中に載っていますけれども、令和2年度の除雪計画の中にはそういうものが載っていない。載らないからやらないわけではないですけれども、その辺というのは非常に大事なことだと思いますので、やはり作業員含め基本的なことだと思いますし、町が道路除雪に対して考えていることですので、この辺はきちんと、表現しなくても皆さんで認識していただければと思いますけれども、この点について何かあればお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

ただいま議員ご指摘の件でございますが、確かに計画には文言上は載せてございませんけれども、そういったいわゆる優しい除雪というものに関しましては作業員全員心得ておまして、高齢者のご自宅の前を払うときなどは一定の配慮をした除雪をしているものと承知しているところでございますし、今後もおおそいった世帯が減ることはなくて、増える一方だと思っておりますので、なかなか困難なケースもあろうかと思っておりますが、一生懸命その点は努力して、努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長 刈田敏君。

1番 この際ですので、もう一点ですけれども、これも今と同じように作業員の方は認識されていると思いますけれども、その他施設の除雪ということで、公共施設等の駐車場除雪が要望されているので、十分考慮することということで、大変曖昧でありますけれども、これはあまり厳しくやっても大変なことなのかなとは思いますが、その点も十分作業員は認識されてい

るのか、その点をお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

まず、建設課で担当している業務の最優先は道路の除雪でございます。道路の除雪を最優先で行って、今お尋ねの公共施設等の除雪はその後ということにはなるわけですけれども、可能な限りそういった道路以外の公共施設等、それから町として除雪が必要な箇所の除雪は可能な限り対応しているところでございますし、作業員も重々その点は承知をしているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 そういう形で何とか進めていただければと思いますし、もう一点でありますけれども、これに関しては県道のほうもありますけれども、県道と町道との除排雪について、連携除雪体制をより一層推し進めるということでもありますけれども、様々なトラブルも発生しているようですけれども、この点について、今後県土木との対応についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

道路除雪と申しましても、議員ご指摘のとおり県道もあれば、国道もあれば、町道もございます。本町の場合は、国道、県道は県が担当しておりますし、町道は町のほうで除雪を行っております。

今お尋ねの県と町との連携体制ということでございますが、これは従来から連携は、殊この除雪に関しては連携は密にしているつもりでございます。県道の除雪についてのクレームというか、情報提供、町のほうにいただくこともよくあります。その際は、すぐ町のほうで一旦引き取って、県土木のほうに情報提供しておりますし、その逆もあるかもしれません。そういった形で、常にそこは、同じ道路ですので、町民にとりましては町道も県道も国道も同じ道路で

すので、その点縦割りにならず、横の連携とい
いますか、上下の連携ですか、しっかりとしな
なければいけないと常に心がけているつもりでご
ざいます。

それからあと、ついでに申し上げますと、除
雪作業員が今不足しているということで、これ
は県も同じような状況のようでございます。今
々、県は県、町は町ということで除雪作業員を
雇用しているわけですが、その辺も同じ
課題を抱えているわけですので、その際も何とか
連携した取組ができないかということで、来年
度からその辺少し検討を始めたいなど思ってい
るところでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 具体的にはどういうことを考えていると
いうことですか。

議長 建設課長。

建設課長 今の時点ではまだちょっと申し上げら
れる段階ではございませんので、その点は、申
し訳ございませんが、ご容赦ください。

議長 刈田敏君。

1 番 町長は、時代に対応した除雪体制の在り
方に着手すると述べております。まさにこの西
和賀町で暮らしていくには命にも関わる大変重
要なことであります。初めに話したように、町
ができること、できないことを十分考慮して、
少しでもサービスの低下にならないよう進めて
いただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。冬季の雪を
活用した産業振興策についてということで、農
業振興面としての考え方について、初めにお伺
いたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、雪を活用した農業振興
についてお答えいたします。

雪を農業に活用する事例としては、収穫した
野菜を雪の中に埋めて越冬させる、または秋に
育った野菜をあえて収穫せずに雪の下で越冬さ
せ、収穫することで野菜の甘みを引き出す方法

などが行われております。本町においても一部
経営体で雪中キャベツや雪下ニンジンの栽培を
行っておりますが、ほかの経営体への広がり
は今のところ見られていないところでござい
ます。その要因といたしましては、そもそも西
和賀町で越冬させる野菜自体があまり栽培さ
れていないということや、西和賀町では逆に
雪が多過ぎて作業が困難というようなことが
挙げられますし、需要と供給というバランスも
ありますので、なかなか難しいものとなっ
ております。

次に、冬季の活用ではありませんが、雪の冷
熱を利用した貯蔵施設の活用があると思いま
す。本町では、JAの2つの集荷施設で雪を
活用した予冷を行っております。雪を活用
した農産物貯蔵施設の特徴は、一般の貯蔵
施設より農作物の貯蔵性に優れていると言
われております。雪利用は自然エネルギーの
活用であり、SDGsの精神にもかなって
いることから、作物の振興とともに今後の
活用策を検討していきたいと考えておいま
す。

議長 刈田敏君。

1 番 根本的に雪を利用するということで、
甘みを出すキャベツとかニンジン、そうい
う形のものとか、エネルギーに使うとい
うことですが、単純にハウス栽培等を冬
に行き、冬の本当の事業というか、冬の
仕事をつくるというようなことも考えら
れると思うのですけれども、この辺につ
いては補助等いろいろあると思いま
すけれども、全くこれまでもやろうとい
うような方向はなかったのですけれど
も、その点は考えられないのでしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 冬の作物栽培ということですが、
雪の降らない地域と雪がある地域、コストがど
れぐらいかかるかということを考えますと、ま
ず除雪機を買って毎日雪払いをして、そし
てここではそういったコストが増してかか
ることになります。作物について、売れる
値段はそんなに変わりませんので、そうい
ったことを

考えるとどうしても不利ということになって、もうからなければそういったことは行いませんので、なかなか難しいものと考えております。

ある経営体では、夏の間雇用のために、冬の間何とか少しの作物を作りながら雇用を守るといってやっている事例はありますが、冬の間そこでもうけるという形はなかなか難しいというふうに聞いておりますので、そういった面から考えても冬の栽培ということについては、ここではなかなか難しいのかなと考えております。

また、温泉熱を活用したハウス等で、雪国で行っている事例もありますが、イニシャルコストについては補助金で賄っても、その後の更新の際のコストとかを考えるとなかなか難しいというのが実情と考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 なかなかコストが合わないということでもありますけれども、農業面においては生活がかかっているわけで、それやらないということは、最終的にこれまでの経験を基にしてきているのだと思いますけれども、いろいろほかのを見ても、モデルハウスとかそういうものをやりながら、やっぱり先が見える、夢が持てるようなことを進めていくことも西和賀にとっては本当に必要なことだと思うのですが、そういう考え方については、町長は冬の仕事の一つということで、農業面として何か考えがありましたら所見をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

農業を単独で考えた場合には、これまでもかなり長い期間、冬の雪を利用してという取組がなされ、それぞれチャレンジしていただいた経過、そして難しい面、今課長からお話したのが実態であろうと思います。

ただ一方で、農業の枠を超えて、農業も生かしつつやれるものという点では、いろいろ可能性といいますか、試みられるところはあるとい

うふうに考えておりますので、その辺農業に限定せず、ほかの産業、あるいは利用の仕方というもので可能性を引き続き探っていきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 それでは、次に入りますけれども、観光振興面としての考え方についてお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、観光振興については私のほうからお答えさせていただきます。

雪を活用した冬期間における観光振興は、月ごとの観光統計値も見ていただければ分かる通り、繁忙期と比較して苦戦しているという状況です。これは、本町における位置や地形によるものと考えておりますが、幹線道路は四方の山で囲われておりまして、気象も安定していないことから、列車の運休であるとか高速道路の一時通行止めなど、誘客にはハードルが高いことが原因になっております。加えて雪のみの観光資源では、独自性で優位に立てるものではなく、旅行者も容易に伺える場所を観光地として選んでいるという状況と感じております。

冬期間における閑散期と繁忙期との差を埋める手だてというものは、本町における観光振興の長きにわたるテーマでありました。様々な策を講じてきております。第1次観光振興計画では、主要施策の一つである地域資源を生かした魅力的な観光地づくりとして、自然を活用した取組を進めるため、冬期間における体験型のコンテンツを造成して支援してまいりました。一例ではございますけれども、町の観光協会が実施した冬期間における誘客活動で実績のある先進地といったものを研修いたしまして、本町においても実践できないかということを検討するため、志賀来スキー場周辺におきましてスノーモービルを活用したアクティビティを試験的に実施したことがございました。参加者の感想は非常に好評で、どの程度の金額であれば参加

いただけるか、そういったものも調査をさせていただきながら、意見としては山の中や田の中でのツーリングがしてみたいなど、そういったご意見もございました。しかし、現実的にはこれを継続して事業実施するとなると、これをなりわいとしていただける業者、事業者の方が名乗り出ただけなければ非常に難しいということなど、誘客の可能性は高いというふうに感じるものの、継続的な事業実施には至らなかったという経緯がございます。

これらのことから、単体事業では非常に難しいなというふうには感じておりますが、年間を通じたアクティビティーの造成を行うことで雇用の安定化を図る必要性といったものを感じております。昨今ではございますが、体験型の集客を行う事業者といったものが現れておりますので、これからに期待をしているところでございます。

今後につきましては、第2次観光振興計画の中において引き続き課題の整理を行うとともに、雪資源も活用した冬期間における観光誘客を図ってまいりたいというふうを考えております。

議長 刈田敏君。

1番 産業振興面においては、問題が本当にこれまで以上に浮き彫りになってきたのかな。西和賀町の冬というものは、本当に産業振興にはつながらないというような見解、認識でありましたけれども、ここを打破していかないと持続可能な西和賀町はあり得ないのではないかな、そういうふうに思います。

私としては、観光にしても、ほかとは競合にならない、冬、そして雪を逆に利用することで、そこに十分投資をして冬の産業を伸ばすべきだと思いますし、逆に雪のない夏場は、皆さん忙しい中でそれぞれの生活を確立していかなければいけないので、そのときにイベント、それからいろいろなことはできないと思うので、むしろ冬に力を入れてやるという手だてもあるのかなとちょっと思っています。そういうこともき

ちっと協議しながら、西和賀町は仕事をする場がないということで、若者がどんどん、どんどん出ていく、そこを打破するには絶対これは避けて通れない。その辺を今後皆さんで協議していかなければいけないのかなと思います。

次の質問に入ります。課の再編についてであります。令和元年9月の議会において課の再編について伺ってきました。そこで答弁いただいたのは、組織機構の見直しの検討は必要と考えるが、人口減少に伴い、業務量が減少することではない。現状を把握し、十分な検討、調整が必要との答弁をいただいております。

人口減少、昨今のコロナ禍の状況を見ると検討、調整の準備に取りかかるべきと思うが、これまでの状況を伺うもので、これまでどのような検討をされてきたのかお伺いいたします。

議長 刈田敏君の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午後 零時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

総務課長。

総務課長 課の再編について、これまでどのような検討をされたのかという質問についてお答えいたします。

令和元年9月議会の一般質問に対しお答えした内容は、先ほど議員さんが述べられたとおりであり、組織機構の見直しについては必要であるとの認識に変わりはありません。

現在町が取り組んでいる地域自治組織と町との新たな関係の構築、公民館から地区集会所への移行、集落支援センターの設置及び集落支援員の配置など地域づくりを主体とした業務について、現行の体制では複数の課で対応していることや課によって職員の数に大きな差があるなど、そのような部分への対応が必要であるとの協議を内部でしてきたところであります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これについて、やった、やらないとかで進めてきているのですけれども、この先どうするかというのが非常に大きな問題だと思います。行政改革の一環としても進めてきているのだと思いますけれども、前回聞いた中で業務量が減少することはないと、これは大きなポイントだと思います。これをどうするかということを行行政として何か考えてきたことがありますか、その点お伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 前回業務量が減少することはないということは、まずこれまで業務を通じての考え方、感じる場所があって、そういうふうな表現をしたものであります。なので、今回機構の見直しに当たって、まず現在それぞれの課で行っている業務量の調査を行う必要があるというふうに考えております。その中で、業務量を減らせるか減らせないかという部分については、その調査に基づいての検討になるのかなというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 業務量調査というものがあります。ただ、西和賀町においては、これまで業務量の調査ということは実際はやってこられなかったのか、その点をお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 現在の体制が28年の4月に見直しを行っておりますので、その見直しをする際に検討の段階で業務量調査を行ったものと考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 これは、ぜひ進めていかないと、多分立ち行かなくなるのではないかなと思います。業務量がますます増えてきますよね、コロナ禍によって。それから、いろいろな要因は出てくるのだと思いますけれども、ここはぜひともやりながら、課を増やせとか減らせとかと言っているわけではなくて、いかに職員が仕事をしやす

いかということを実際今からやり始めないといけないのではないのですかという話です。ですけれども、これから検討するというところでよろしいかと思えますけれども。

あとは、行政のデジタル化ということで、それも進めるDXですか、デジタルトランスフォーメーション、それからICTの活用等、これから進めていくのだと思いますけれども、それはどのようなことで、考え方として。そして、それに対する専門といいますか、誰がどういう形でやるか、その辺も加えて検討していかなければならないと思いますけれども、今後このデジタル化について、令和4年度もこれから始める形でいくということですが、方向性としてはどういう形でデジタル化を進めていくつもりですか。

議長 総務課長。

総務課長 デジタル化についてですけれども、国のほうで令和7年度までに17の業務について全国統一したシステムなりを使って行うというふうな目標がありますので、それに向けた取組を行っていくことになると思います。その点につきましては、現在内部情報系とかシステム系は総務課のほうでやっていますけれども、それ以外にも住民情報とか様々な分野がありますので、その点については課の横の連携を取りながら、全体的に進めていかなければならないなというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 これは、常に横連携はやってこなければならなかったと言うわけではないですけれども、現状を見て、本当に横の連携できているか、6次産業を一つとっても。各課の、やっぱりそれは当然責任ありますから、これはどうも見えてこないのです。そういうのを踏まえた中で、もうちょっとスリムにしてやられることも必要ではないかということで質問しているわけだし。

産業の振興についても、今までずっとそうい

う形でやってきて、現状で果たして、いろいろな面では結果も成果も上がっていますが、そこを、それでいいのかというあたりをこれからやっぱり検討というか、していかなければならないのだと思います。

10日から令和4年の予算審査特別委員会が始まりますけれども、業務量が多いとか、職員が足りないとはまでは言わないでしょうけれども、そういうことで第2次総合計画に従って、まず予算が執行していくわけですが、これ言い訳にならないですね。それにコロナ禍の分も来たときに、やっぱりいかに業務量を減らして、そして職員が意欲を持って仕事をしていけるような環境づくりというのが、これは非常に大事だと思っております、こういう課の再編ということを行ったわけです。ましてやデジタル庁も出来て、今度はそれについてもまたやっていかなくてはならない。十分今後検討していただければと思います。

次の質問に行きますけれども、現在類似団体との比較の具体的な数値と今後についての考え方、進め方についてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 初めに、類似団体との比較についてお答えいたします。

類似団体の区分については、指定都市から町村まで全部で35の類型に区分されており、西和賀町は人口5,000人以上1万人未満で、産業構造はⅡ次、Ⅲ次の産業別就業人口の構成比が80%未満となる町村Ⅱ―0に区分されています。岩手県内で同じ町村Ⅱ―0に区分されている町村は、葛巻町、岩泉町、軽米町、九戸村であります。

現在の町の組織体制は、平成28年4月に見直しを行ったもので、課が14、事務局が2、事務室が1の合わせて17の課、事務局等となっております。

類似団体の課等の数については、葛巻町が12、岩泉町が14、軽米町が9、九戸村が9となって

おります。また、町村によっては課の中に室を設けているところもあります。

次に、今後の進め方についてであります、庁内に検討組織を設置し、各課等における現状把握と課題の整理を行い、町が抱える行政課題、必要とされる行政ニーズを把握し、組織体制の見直しを検討していく予定であります。

議長 刈田敏君。

1番 いずれすぐにどうのこうの言うわけでもないですが、やっぱりきちっと検討して、それから類似団体、それをまねしろと言うわけではないですが、それぞれの地域、それから歴史、いろいろなものを加味しながら課があるので、そういうの見習いながら、やはり西和賀には今何が必要なのかというあたりをやっぱり十分検討していただきたいと思います。

課の編成についてですけれども、町長にお伺いします。町長は、ある意味雪対策室みたいなことも考えていると思いますけれども、西和賀町の今の行政の体制としての考え方があればお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

28年は、私も最後の年というか、在籍しております、ある程度の再編の記憶はございますが、やはり時間とともに環境も変わってまいりますし、時間を経ての業務量というのも変化してまいります。その辺をしっかりと見極めて、やっぱり変えていく、あるいは場合によっては削るという作業が必要だと思います。その場合にやはり評価というものを大事にしていきたいなと。どのような評価をしていくかということですが、業務の必要性なり、施策の必要性を整理することが必要でありますし、そういったものを踏まえまして関係する方々のお話、町民の方々との対話を通じまして今後の優先度を決め、それに見合った組織をつくっていきたくて考えております。

また、事務的な話になりますが、当時私の関

わった経験としまして、業務量をはかるといった場合にどうはかるかというのが非常に難しいところですが、事務の中におきましても、非常にテクニカルなことですけれども、本質につながるようなこともありますので、その辺いろいろな情報なり学習を重ねながらスキルアップをしていかなければならないなという問題意識も持っておりますので、そういうことを総合して今後検討し、進めてまいりたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 であれば、分かりました。いずれきちっと現状に合ったものを分析しながら進めていくということで、これはやっぱりぜひとも必要だと思います。

総務課長に聞きますけれども、これから協議するという中で、やっぱり業務量というのが今難しいということでしたけれども、コンサル的なものとか、いろいろなあれがあると思うのですけれども、現時点ではそういうところまで考えはありますか。どういう形で、その業務量。やっぱり専門家に頼むというような形になりますか。

議長 総務課長。

総務課長 業務量の調査については、先ほども言ったとおり大変難しい業務になると考えております。前回行った業務量調査においては自前でやっておりますので、その調査結果も参考としながら、今の時点ではまず自前で、予算等は特に取っておりませんでしたので、自前で業務量調査を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これで終わりますけれども、今回の質問では人口減少、そして高齢化が進む中で、ましてやコロナの状況もある中で、やっぱり柔軟に対処しながら、これまでのことを見直しというか精査して、どうあるべきかということをきち

っと方向づけていかなければならないのだなと思いますし、いずれ職員の皆さんが今一番、何やるにも一番必要で大切なものですので、やっぱり働きやすい、そして十分に実力を出しながら、そして議会も、それから町民の皆さんと一緒にあって持続できるまちを目指すためには、やっぱり先頭を切って引っ張ってもらわないといけないと思いますので、十分その辺を考慮しながら、調査費出してねというのであれば補正で出せると思いますから、そういう意味で頑張っていたいただければと思います。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時25分まで休憩いたします。

午後 1時16分 休 憩

午後 1時25分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順3番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。本日3番目に質問いたします淀川豊君でございます。

今年の冬は、昨年同様に大雪で、地域住民の皆様方も、除雪作業に関わる方々も大変ご苦労されたことというふうに思います。また、除雪作業中の事故なども発生しております。心からお悔やみを申し上げたいというふうに思います。

毎日降り続いた雪も、最近は大分春めいて、気温も上がってまいりました。4月からの新年度とともに、この西和賀にも春がやってくるのだなという気がしております。

また、昨年度の町長選挙において12年ぶりに町政のトップの交代劇がありました。内記新町長にとっては初の予算編成を行い、これから本格的な町政運営がスタートすることとなります。よくも悪くも地域には大きな変化が生まれました。私は、この変化を地域にとっては合併以来

の最大のチャンスというふうに捉えております。

そこで、今回は内記新町長の基本的な考え方を広くお伺いをして、今後の町政運営の議論のスタートとしたく質問をするものであります。私の質問は、通告をしております1点目はコロナ禍における地域状況について、2点目は地域おこし協力隊について、3点目に町政運営について約20の質問をしていきたいというふうに思っております。答弁によっては関連の質問等もあるかというふうに思いますが、ご理解をいただければというふうに思います。

早速質問に入りたいというふうに思います。コロナ禍における地域状況についてお聞きをしたいというふうに思います。初めに、現在新型コロナウイルス感染症もオミクロン株による第6波が拡大をして、長期にわたり様々な影響を受けております。行政としてコロナ禍の住民の生活実態をどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えします。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月15日に国内で初めて確認されて以降、これまで感染拡大と収束を繰り返し、現在はオミクロン株による第6波の感染が拡大している状況にあります。岩手県においても新規感染者数が連続して300人を超え、過去最多を更新するなど感染が拡大している状況にあります。

これまで約2年にわたりコロナ禍での生活ということで、住民の生活にも大きな影響があったものと考えております。県をまたぐ移動の制限、不要不急の外出の自粛、施設利用の制限、飲食時間等の制限などの行動に関わる制限により、日常生活での制限、地域活動の自粛や中止、学校行事の規模縮小、成人式の延期、中止、また町が行うイベントの中止など、社会活動全般にわたる様々な部分での影響や、旅行や帰省の自粛など、人の動きが抑えられたことによる旅館業や飲食業などのサービス業へも大きな影響

があったものと考えます。

コロナ禍における新しい生活様式への対応、コロナ感染の拡大防止に向けたワクチン接種の実施、各種給付金の給付や地方創生臨時交付金を活用した地域経済、住民生活への支援など国や県の施策と併せ、町独自の経済対策の取組を進めることで住民生活への影響を一定程度抑えることができたものと考えております。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 ただいまの町長の答弁からも、やはり住民生活においても地域活動においても様々な影響があるというふうに私も感じております。マスコミ等でもいろいろな課題、あるいは問題が指摘をされている状況であります。いろいろな課題、問題が表面化しにくいような、そういった事柄もあるのではないかなというふうに感じて、今回住民の生活実態についてということでお聞きをいたしました。

ワクチン接種等も3回目の接種に入り、昨年よりは不安等の度合いもまた違ってきたのかなというふうに思いますが、特にも高齢化率の高い我が地域では、実態の把握は常にしておかなければならない重要な事項であるというふうに感じております。

では、関連の質問になりますが、いろいろな地域住民、制限、あるいはそういった中で影響を受けたということですが、各地域に民生委員さんいらっしゃるというふうに思いますが、民生委員さんから住民の生活実態についての課題あるいは問題点の報告等は、これまで特にはなかったということですが、その状況についてお知らせをいただければと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 民生委員さんからの町民というか住民の方々の実態についてということのご質問についてお答えいたします。

民生委員さんとは、まず定期的に月に1回、民生委員さんの定例会がございますので、その

際にそれぞれの委員さんから、個別のことにつきましてでは個別に担当職員がお聞きをしたり、それからあと全体に係ることであれば、その定例会の中でお話を伺ってきたところであります。

また、例年、この冬の時期に役場の職員が独り暮らしというか、高齢者の世帯や障害者の方々へ訪問をしていたところですが、今回第6波がちょっと拡大しているということを踏まえまして、民生委員さんが日頃住民の方に近いというところで、民生委員さんのほうから情報を得ることができまして、その状況について、その内容について各課の職員と情報を共有しているところになります。

議長 淀川豊君。

10番 今課長から、民生委員さんの定例会等いろいろな報告、状況についてはコミュニケーションを取っているということではありますが、特に目立った問題等、そういったものはなかったということの認識でよろしいですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 民生委員さんから寄せられた情報につきましては、今回コロナが長引いているということで、どうしても外出の機会が減ったりだとか、それからあと地域の方々とのコミュニケーションがどうしても希薄というか、以前のようにお茶を飲みながらお話をする機会だとか、あとそれから地域でのサロン活動だったりというところで、以前よりは地域の行事等も減っておりますので、そういうふうなコミュニケーションの部分でどうしても機会が減ってきているというところで、心のところにちょっと不安を感じるという方々がいらっしゃるというようなお話を伺っております。それ以外にもふだんの、日頃からの生活にちょっと心配だというような声なども寄せられているところです。

議長 淀川豊君。

10番 住民の不安であったり、外出が少なくなったりいろいろな影響は出ているようであります。

次の質問に移りたいと思いますが、特に産業、教育、健康福祉分野における影響は、行政はどのように捉えているのかお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 各分野における影響につきまして、担当課長から答弁させます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、まず私から農業への影響についてお答えいたします。

国が発表している市町村ごとの農業産出額というのは、令和元年までしか出ておりません。しかしながら、JA花巻西和賀地域の農産物の販売状況と農業産出額は比例の関係にありますので、同じような傾向が出ておりますので、農協の販売額によりコロナの影響を推測しております。

ただ、コロナの影響か、あるいは農業者の高齢化等、別の要因に当たるものなのかは判断が難しいところがありますので、単純にコロナ前との現状の比較ということでご容赦願いたいと思います。

まず、コロナ前の令和元年と令和2年を比較すると、販売総額は元年度が10億7,000万円、2年度が10億6,000万円ということで、ほぼ変わりがなく、畜産の販売額が若干落ちたものの、米、花卉は微増とほぼ影響はないということで捉えております。

しかしながら、令和3年度の販売総額は8億4,000万円と、前年と比べると2億2,000万、21%の減ということになっております。米が1億6,000万円、37%減、花卉類が2,800万円、11.2%減、畜産については3,300万円、9.4%減となっております。しかしながら、畜産については1か月分の販売額がまだこの統計に反映されていないことから、1年間を通してみますと、ほぼ昨年並みの売上げになるものと思っております。

したがって、米の落ち込みが激しいということが分かります。要因は、外食産業の不振による業務用の需要減による米価の下落が最も

大きいものと考えております。花巻農協のあきたこまち60キロ当たりの概算額は、令和元年が1万2,100円、令和2年が1万1,300円、令和3年が8,500円と、令和元年と3年を比べると3,600円、30%の下落ということでございます。今後総合保険やナラシ対策の交付金は見込まれるものの、加入できない農家もありますので、こういったことから考え合わせましても米農家というところの打撃が一番大きいものと考えております。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、コロナ禍における住民の生活実態に係る産業の状況について、観光商工業面を私のほうからお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度の観光入り込み客数は、日帰り観光客37万4,776人、宿泊者3万2,478人に対しまして、令和2年度、コロナが始まってからの年になりますけれども、令和2年度は日帰り観光客が28万6,944人、宿泊者2万1,456人でありました。総数では約9万人の減少となっております。顕著に影響を受けている状況となっているのが、まず分かるということになります。

令和3年度におきましては、昨年発生した道路変状による国道107号の通行止めや今冬の大雪の影響などもあり、さらに厳しい状況であろうというふうに想定をされています。数字については、ちょっとまだ出ておらない状況でございますが、さらに厳しい状況にあるということです。

職業といたしましては、全体としては令和2年の申告状況から、これは元年に比較してというふうになりますけれども、コロナが始まった令和2年1月から12月の申告状況から所得自体に大きな落ち込みはないというのが現状でございます。これは、国や県も含めた町の対策が功を奏しているものというふうに考えております。

が、持続化給付金などもございましたので。昨年についても引き続き多くの経済対策を実施しております。これらの状況把握が今後必要であるというふうに考えております。

一方で、誘客により糧を得ております観光産業につきましては、昨今もそうですけれども、イベントの中止や誘客活動の自粛などにより影響が出ているものと感じられ、引き続き対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

議長 学務課長。

学務課長 私からは、教育分野における影響についてお答えいたします。

学校教育においては、関係者のご努力により授業等の学習活動への影響は少なかったと感じております。しかし、学校行事である運動会、文化祭、卒業式、入学式等においては参加者の縮小や時間短縮の対応等を行いましたので、学校と保護者、地域の方々との交流の場が制限され、また子供たちの頑張っている姿や子供たちの門出を祝うことなどが十分にできない状況でありました。

そのほか、修学旅行は県内実施、訪問先の制限、時期の変更と短縮、部活動においても県内や近隣の感染状況により練習試合の禁止や活動時間の制限を設けるなど、十分な活動ができていない状況でありました。しかし、感染対策を取りながら、関係する多くの方々子供たちに今できる活動の内容を考え、中総体、新人大会を開催していただいたと感じております。また、その思いに応え、野球、ソフトボール、スキー競技等、西和賀の子供たちも好成績を残していただいたと感謝しております。

このように学校教育においても影響がありましたが、現在も学校と教育委員会が連携し、児童生徒の心のサポート、教育活動における感染症対策の徹底を行うとともに、ICTを活用したりリモート事業による感染予防対策などを取りながら、児童生徒の安全を第一に学びの保障に

取り組んできているところです。

生涯学習やスポーツにおいては、当初体育や文化施設等の休館や、講座、スポーツ大会等の中止、地域や団体活動の自粛など、感染予防対策のため活動を制限する状況でありました。現在は、手指消毒やマスクの着用、人数制限等の感染予防対策を講じ、安全面に配慮しながら学習講座やスポーツ大会等も積極的に取り組んでおりますし、町民においても感染予防意識の高まりやワクチン接種もあり、参加意欲も戻ってきていると感じているところです。

今後も感染予防対策を講じ、安全面に配慮し、学びやスポーツ等の活動を継続できるよう、工夫等を図りながら対応していきたいと考えております。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉分野における影響についてお答えします。

感染症の予防や拡大状況に応じまして、地域でのサロン活動や健康教室、生活習慣病予防教室、栄養教室などの開催について、一時的に中止や規模縮小などの対応をしてきたところでございます。社会参加や運動する機会などが、まず地域の住民の方々などが参加する機会が減り、心の不安であったり体力低下など、心身の健康に影響を及ぼしたと考えられております。

新型コロナウイルス感染症が長期にわたっておりますので、まず国や県などから提供される感染症の対策の情報を共有しまして、社会参加や運動する機会をまず継続して実施できるよう、現在は対策を続けて、その機会をつくるように心がけております。

議長 淀川豊君。

10番 様々な分野でいろいろな影響が出ているということのご答弁であったというふうに思います。学校等も、その教育自体にも行事であったりとかそういったことに、部活、対外試合だとかそういったところにも影響を受けていると

いうことであります。子供たちも少なからず影響を受けていることだろうなというふうに思いますし、産業的にも、農業、あるいは観光商工についてもそれなりの影響が出ている、大人たちも多大な影響を受けているということではないかなというふうに思います。その中でも経済的影響は、やはり大きいのではないかなというふうに私は思っております。観光あるいは飲食などは今後の存続に関わるような、そういう状況ではないかなというふうに思います。

先ほど課長からの答弁もありましたが、国の臨時交付金等を活用して様々な経済対策を行っていただきました。本当にありがたい限りではありますが、十分かと言えば、まだ足りていないというところもあるのではないかなというふうに思っております。それは、やはりコロナ禍が長期化しているということが原因ではないかなというふうに思います。全てのことができるというふうには私も思っておりませんが、対応ができないから現状把握しなくてもいいというような、そういうことでもないというふうに思っております。地域の状況の把握については、平時よりもきめ細やかにやっていかなければならないのではないかなというふうに思っておりますが、先ほど健康福祉課長のほうから、民生委員さんと協力しながらやっていくというようなご答弁もいただきましたが、早急に住民の生活実態調査等を行い、詳細の対策を検討していく、そういった考えはないのかお伺いしたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 私からご質問にお答えいたします。

先ほど来課長等答弁させていただきましたけれども、各種給付金の給付や地方創生臨時交付金を活用した地域経済対策、住民生活への支援など国や県の施策と併せ、町独自の経済対策や取組を進めてきており、現時点で生活実態などの調査を行う予定はしておりません。

先ほどの話の中に指標等を見たり、あるいは

いろんなチャンネルを通じてのヒアリング等を行っている状況で、そういうのを踏まえての対応をして、それを続けるということではございますが、今お話のように長期化しておりますし今後の変化も想定されますので、それにつきましては町内外の動向、情報を集めながら、遅れないように対応していきたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 今町長からは、特に住民生活の実態調査等を行わない中で、きめ細かに生活実態を把握していきたいというようなことの答弁がありました。先ほど健康福祉課長からも民生委員さんというような話もありましたが、今後第6波収束前に第7波が拡大するのではないかなというような予想をする専門家もいらっしゃいます。第6波の拡大の前は、A Iで1月中旬であるとかという予想が大体当たって、第6派の拡大につながったということですが、専門家がそういう予想をしているということを考えれば、かなりそういった状況になり得ることも想定しなければならないのかなというふうに思います。

そういった中で、住民の生活の実態調査は調査しなくとも、やはり行政として把握をしながら、いろいろな対応をしていかなければならないというふうに思いますが、今後長期化すると思われるコロナ禍の中で、具体的にというか、どういった形で生活実態を把握していくというお考えなのか、その点についてちょっと伺いたしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

基本的には、今各課で対応している情報収集、対応の体制でということと考えております。

また、いろいろ変わる状況の中で、どのような調査、あるいは聞き取りなり方法で住民の方々の本当の実態を把握するかということは、そのときに応じまして考え、対応していきたいと

いうふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 臨機応変に、いろいろな状況の中で検討しながら生活実態を把握していきたいということだというふうに思いますが、これまでは新型コロナウイルス感染症拡大の影響についてということで質問をしてきました。

そこで、今後のコロナ感染症対策についての基本的な町長の考え方を伺いたしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今後のコロナ感染症対策についての基本的な考えということでございます。これまでの取組と同様に、終息まで感染拡大を防ぐための基本的対策についての注意喚起を継続して努めていくということと考えております。

また、3回目のワクチン接種については、希望する町民の皆様への接種が速やかに完了するよう、引き続き努めてまいります。

加えまして国、県等の動向、日々動いているところがあります。十分注意し、先ほどの予測というようなこともあります。そういうようなことを踏まえ、県や国の施策と併せまして事業を活用し、経済対策のほうも、より効果があるか、これまでの対策を踏まえ、適宜対応していきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 これから、あさってからになりますが、令和4年度予算を審査するわけですが、令和4年度の新年度予算でコロナ感染対策は何か検討されて事業化されているのか、その点について伺いたしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、令和4年度の新年度予算においてコロナ感染症対策は検討されているかの部分については、企画課のほうから答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金の活用状況の対応についてが中心にな

りますが、答弁させていただきます。この臨時交付金は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設されてございます。交付金の対象事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活の支援を通じて地方創生に資するものが対象ということになってございます。

令和4年度、新年度でございますが、交付金8,600万を活用しまして、7事業、総事業費8,841万5,000円の事業を計画してございます。あしたからの予算審査特別委員会で審議していただく内容になります。具体的には空き家等対策事業、焼地台公園設備整備事業、相談対応職員人件費、新ビジネスチャレンジ事業、外国人材受入企業等支援事業、プレミアム商品券発行事業、「にしわがの宿に泊まろう」宿泊割引事業であります。引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図るとともに、地域経済、住民生活の支援を中心に、交付される財源を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 令和4年度も臨時交付金を使って7事業、8,600万ということのご答弁がありました。引き続きできる経済対策はしていくという考えのようでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思いますし、まだまだ予断を許さない状況が続くというふうに思います。アンテナは常に高く、感度のいいものとし、地域の状況を把握していただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の項目の地域おこし協力隊について移りたいというふうに思います。議会では、2月に住民の声を聴く会ということで、現役の地域おこし協力隊6名の皆さんと意見交換というか、懇談会を行いました。また、これまでも何回もその当時の現役の地域おこし協力隊についても質問をしてきました。当局の答弁

は、毎回同じような答弁が多く、非常に残念だったという印象がありますが、地域おこし協力隊については個人的には、地域にとっては特別ではありませんが、非常に重要なことであるというふうに捉えております。

そこで、これまでも質問をしてきましたが、課題、問題の本質に対する対応についてはまだまだ不十分な面があるというふうに感じて質問をするものであります。

まず初めに、今さらではあります。目的の共有という意味合いでお聞きしたいというふうに思います。改めて地域おこし協力隊招聘事業の最大の目的は何か、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

地域おこし協力隊招聘事業の最大の目的ということですが、まず地域おこし協力隊は過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とし、平成21年度に創設された制度です。本町においても平成23年度から受入れを開始し、これまでに合計26名の隊員を招聘したところです。

地域おこし協力隊招聘事業の最大の目的ですが、人口減少と高齢化の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致することで地域課題に対応する担い手の確保を図るほか、外部から新たな視点を取り入れ、よりよい施策を展開することと考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今課長からご答弁をいただきました。招聘事業の最大の目的についてということで、担い手、あるいは定住だとか、そういった地域課

題の解決につなげたいということのご答弁をいただきました。この地域に来ていただいて、やっぱり定住あるいは定着をしていただくということが、私はある意味、地域としては最大の目的ではないかなというふうに思っておりますし、そういう目的の達成のためにいろいろ予算を使いながら支援をしていくということではないかなというふうに思っております。

では次に、現在6名の地域おこし協力隊が活動しておりますが、現状における課題についてはどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

現在活動している地域おこし協力隊は、観光商工課に1名、ふるさと振興課に1名、農業振興課に4名が配置となっております。それぞれの隊員の活動につきましては、毎月実績報告、それに加え翌月の活動、あと要望事項等について、まず配置課が隊員から報告を受け、そこからふるさと振興課のほうにも回覧されているということになっております。

要望事項についてですが、全体の対象となるものにつきましては、ふるさと振興課のほうで対応をまず行っております。過去につきましては、リース車両等の仕様の相違から要望を受けたという経緯もございます。そういう部分については対応しているという経緯がございます。そのようなところを除いて、現在のところ特に大きな課題というところについては特に捉えているものではございません。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 協力隊との懇談では、現在の活動や要望などということでお聞きをして意見交換させていただきました。これまでも協力隊の皆さんとは、その当時、その時々の人たちと懇談や、個人的にも懇談の場を持ったことがありました。もちろん彼ら、彼女らから出てくるものは、や

はり不平不満であったり、要望等が多かったという現実でありましたし、我々議会としても研修視察の中で協力隊の先進地なども視察してきました。今回の懇談会では、西和賀町の協力隊に対する支援は県下でもよいという話もいただきました。こういった支援の在り方について高評価の話は今まで初めてお聞きをし、担当課の皆様方の努力の成果であるのだなというふうに私は感じました。まだまだ先進地と言われる地域の取組に比べれば課題はあるなという感じがしております。

次に、地域おこし協力隊招聘事業の効果についての質問をしていきたいというふうに思います。先ほど最大の目的は何かということで、私は定住あるいは定着ということをお話をさせていただきましたが、地域おこし協力隊の任期終了後の定住率についてはどのように考えているのか、どのように捉えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

これまでに3年の活動期間を終えた、または途中退任もありますけれども、18名の地域おこし協力隊のうち、本町に定住している隊員は11名おありまして、定住率は61%というふうになっております。総務省の調査では、定住率の全国平均は令和2年度末時点で50.7%となっており、本町は比較的高い水準を維持しているというふうに考えております。

協力隊につきましては、各分野の担い手として定住してもらうことを町としては望むものですが、まず隊員の期間中に新たな分野への挑戦を考えるとということも実際あり得ることですので、まず町の姿勢といたしましては、その場合も含めて応援するということが大事なことと考えております。

定住に至らなかった協力隊OBを見ますと、職場や結婚などの都合で県内に居住している方も割と多いということと、あと町内に在住して

いなくても町内事業所の情報発信業務等を今も受託しているなど、引き続き関係性が保たれている状況にあります。関係人口の観点から見ても高い効果がある事業というふうに捉えているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今課長からご答弁がありました。協力隊の任期終了後の定住率は全国で約50%ぐらいということとされており。西和賀町も全国平均、それを上回るような定住率のレベルとなっているというふうに思いますが、この定住率が全国平均でよしとするのか、やっぱりもっと高いレベルでこの地域に定住していただくということを目指していくのかということでは非常に重要であるというふうに思いますし、地域おこし協力隊事業の取組にもやっぱり関わってくるのではないかなというふうに思っております。

ここで関連の質問になりますが、地域おこし協力隊の任期終了後の定住率については、目標としてKPIもあるかと思いますが、どの程度を目指していくのか、その点について伺いたいたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

確かに招聘された隊員がみんな残っていただけることが一番いいというふうに思っておりますので、それは高ければ高いほうがいいのですが、まず今の取組の中で協力隊を招聘し、その中で3年間の活動というものを終えた後のことも考えての採用ということになっておりますので、その結果として残念ながら途中の、考え方の方向の違いで変わっていったという部分はやっぱりどうしても起こり得ることだというふうに捉えております。

そのような形からしまして、実際に最終的に何%だということでは出るかもしれませんが、まず今の取組にさらに、ちょっと不足している

募集の仕方というか、そういう工夫なども加えながら、さらに高いところは目指したいというふうには思っております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今課長のご答弁を聞いて、その答弁のお話的にはよく理解をしております。結果的に個人の違う夢だとか、そういったもののビジョンがあって、違う地域でそれを実現したいというような結果はもちろん想定される結果ではあるのかなというふうに思いますが、それはやはり結果であって、そういう結果だから、例えば定住率、上を目指さなくてもいいとか、そういうことではないのではないかなという、私は個人的にはそう思っております。

極端な話、定住率100%が目標で事業推進をしていくということがいいのではないかなというふうに思っております。それはなぜかという、定住率によって、例えば協力隊の支援の在り方であるとか取組が多少変わってくるのではないかなというふうに思います。全員の方にここで夢を実現していただきたいという前提の中で、行政として何ができるかということで、担当課と配置課担当職員が工夫しながら議論しながら検討して、その支援策を充実していくという、そういう在り方が私はいいのではないかなというふうに感じております。

これまでも担当課の皆さんは、その時々課題や問題に対して対応をしてきたというふうに思います。試行錯誤しながら現在に至ってきているのではないかなというふうに感じますが、そこで地域おこし協力隊の招聘事業が今までどのように変わってきたかということについて改めて再確認をしたいというふうに思い、質問させていただきたいと思います。地域おこし協力隊招聘事業の事業詳細の変遷について、また令和4年度に何か改善点等があれば併せて伺いたいたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

平成23年度から招聘を行っておりますが、初期の隊員につきましては地域の活性化をまず担うということで、様々な分野の活動へ参加する中で新たな視点による活性化を期待したというところでございました。ただ、イベント等の作業人員的な協力を求められるということがかなり多かったというふうに思っております。

その反省から、分野を定め、業務を経験する中から自身の活動につなげる方法としたものですけれども、業務は配置する課が、また活動につきましては協力隊の担当する、今で言うふるさと振興課になりますけれども、その役割の中でなかなか関わりが曖昧となっていたという部分があったというふうに考えております。よりしっかりとしたサポートを行う上でも配置となる課が責任を持って対応することとし、担当課であるふるさと振興課、統括課ですが、協力隊制度に関わる共通事項への対応を行うという現在の体制となったものでございます。

令和4年度の改善点ですが、既にまず今年度の募集から取り組んでおりますけれども、やっぱり初期の説明というのが非常に大事かと思っております。ミスマッチを防ぐためにも募集期間中において事前説明の場を持つように各課には周知をしているということです。また、その中で町の概要ですとか活動内容、雇用形態、処遇などについても十分に説明をして、応募いただくようにというふうに努めているところで

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 これまで地域おこし協力隊の本人の皆様方からは、多くのご不満や、あるいは要望が寄せられてきました。その中で、担当課としてはパーフェクトな対応ができないとしても、頭を悩ませながら地域おこし協力隊招聘事業を行ってきたという、そういうことではないかなというふうに思います。

現在の地域おこし協力隊の募集も、ホームページを確認させていただきました。2月の懇談会で出された要望的な事項については、全てというわけにはいきませんでした。基本的な事項については対応された、そういった募集要項になっていたのではないかなというふうに感じました。特に福利厚生分野については、先ほど課長からもありましたが、大分対応されて募集しているのだなということを確認しております。そういった現状は理解しております。担当課の大変な努力、そういったものも認識しております。ですが、まだまだ改善の余地があるなというふうにも思っております。

現在の地域おこし協力隊の雇用形態は会計年度任用職員というふうになっておりますが、この雇用形態の変更については考えているか、その点について伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

現在ですけれども、全ての隊員が町との雇用関係を持ちながら活動を行っているということです。ただし、活動内容によりましては、やっぱり勤務条件を見直すなどで、より効果的な活動が行えるということはあると思います。そのようなことから、まず配置する課との協議は十分に行って、その部分は対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 先日観光商工課からの第2次観光振興計画、アクションプランの説明時にも協力隊の雇用形態についての答弁が課長からもありました。現在は、各課に配属をされた協力隊であります。いろいろな状況があるかというふうに思います。現状に合わせた、やはり柔軟な発想で雇用形態についても検討していただきたいというふうに考えます。

これまで地域おこし協力隊招聘事業の目的あるいは課題、定住率、計画の変遷、雇用形態等

について質問をしてきました。私は、地域おこし協力隊招聘事業は、先ほど来言っておりますが、人口減少対策の総合戦略の中では柱となるような、そういう事業だというふうに思っております。私たちが視察した四万十には、多くの若者たちが協力隊として着任しておりました。行政に管理されることなく、自由闊達に活動している姿が今でも印象的に残っております。個人の夢をこの地域でかなえてもらう、まさに先進地だなというふうに思ってみてまいりました。環境は違えど、なぜこの西和賀で同じことができなののかということが残念というよりは悔しさが強いと言ったほうがいいのかもかもしれません。

地域おこし協力隊については最後の質問となりますが、地域おこし協力隊招聘事業についての町長の基本的な考え方を伺いたと思います。

議長 内記町長。

町長 私から地域おこし協力隊招聘事業についての基本的な考えについてお答えします。

私は、地方自治においては、自らのことは自ら決め、自らの力で行っていくことのできる自治体、町であることが理想であると考えております。しかしながら、人口減少や高齢化、情報化、グローバル化など複雑化、多様化する社会にあって自分たちだけでは解決できない問題があります。こうした課題の解決に向け、西和賀町に魅力を感じ、自らが有する知識や技能、そして挑戦心を持って働いてもらえる協力隊は貴重な存在であると考えております。

国の制度による支援事業ではありますが、私はこの事業を有効に活用し、町の存続と発展の大きな力の一つとなってもらべく、それぞれの協力隊員が力を発揮できるよう、私の思いや期待、目指すべき姿などについて、できるだけ対話を通じましてお互いに高め合っていければ、来ていただいた隊員の今後の活動に資するものと考えておりますし、先ほどありましたボリュームというか、その点については町の魅力をさらに高めて引きつける力、あるいはつながりを

強めることで、そういうものも目指していけるのではないかなというふうに考えている次第であります。

議長 淀川豊君。

10番 協力隊招聘事業についての町長の基本的な考え方を伺いました。やはり町長のおっしゃるとおりだというふうに私も思っております。ぜひ継続しながら、いろいろな難しい状況もあるかと思えます。対応するのも大変だということもあるかと思えますが、諦めることなく前に向かって進んでいけるような、そういう事業推進をしていただければというふうに思います。

では、最後の質問項目、町政運営について伺っていききたいというふうに思います。町政運営については、人材育成、住民との協働、除雪対策の3点についてであります。人材育成、除雪対策については私の選挙公約に関わってくる重要なテーマでもありますし、住民との協働あるいは除雪対策については内記新町長の選挙公約に関わってくるテーマであるというふうに認識をしております。今後いろいろな提案あるいは提言をしていききたいというふうに考えておりますが、その前に新町長の基本的な考え方について理解したいということで質問させていただくものであります。

まず初めに、人材育成についてであります。大分幅の広い、大ざっぱな質問となってしましますが、人材育成について、町長の基本的な考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 私から地域を担う人材育成についての基本的な考え方ということでお答えいたします。

地域を担う人材の育成は、地域社会が継続していくためには必要不可欠な取組であります。地域が育んできた伝統や文化、積み重ねてきた歴史を発展させ、次代につないでいくためにも人材の育成、次を託せる人材の確保は最も大切なことであると考えています。そのためには次

に託せるような地域社会をしっかりと守り、そして築いていくことが第一義であります。そうした行為を伝える場面を常に意識するとともに、伝えるための仕組みづくりと次代を担う者が種々学べる機会づくりに努めるということが人材育成の基本であると考えているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 人材育成については、これからのまちづくりには必要不可欠なことだということでご答弁をいただきましたが、では今後どのようにしてその人材育成を行っていくつもりなのか、明確な構想等があれば、少しその点についてご披露いただければなというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 私からどのようにして人材育成を行っていくのかの構想についてお答えいたします。

地域を担う人材の育成は、地域社会が継続していくためには必要不可欠な取組であります。次代を担う学齢は、学校において体系的な教育がなされており、そこにおいて基礎学力をしっかりと身につけることが最も重要であると考えています。町としては、教育環境の向上に日々取り組んでいかなければなりません。加えて郷土についての理解や思いを深くしてもらえよう取組も町の役割であると考えております。

高校においては、一人一人の希望を実現するためのプログラムを持ち、成果を上げている西和賀高校の存在は重要であります。また、地域との関わりの中で実践的な学びを通じて西和賀について理解を深めてもらう取組も非常に有意義であると考えているところでございます。

社会人にとっては、全世代において学びの機会にアクセスできることが大切です。そして、何よりも私が大事だと考えていることは、受け継がれてきた郷土芸能や演劇などの文化、そしてスポーツ活動を通じた人材育成であると考えております。そのための環境整備を進めていくことが私の人材育成における役割であると考え

ているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 人材育成については、前任者の細井前町長にもこれまで幾度となく質問をさせていただいた事項であります。人材育成は、ご承知ではあるかと思いますが、安易に成果が得られるようなテーマではありません。いかなるときも継続をして行うことが重要かというふうに思います。また、明確に取り組んでいかなければ、その成果はないというふうに思っております。ぜひ明確な方法論を持って職員あるいは地域の人材、子供たち、そういった人材育成を継続して行っていただければなというふうに思っております。

次に、住民との協働についてであります。内記町長は、選挙の公約において、住民の声に十分に耳を傾けて町政運営を行うということを掲げておりました。率直にどのような形、あるいは方法で行っていくのかということについて理解したく質問するものであります。

まず初めに、これまでの住民の声を町政に生かした町政運営、あるいは住民との協働の状況について伺いたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 これまでの住民の声を生かした町政運営、住民との協働の状況でございますが、これまで町民の声を聞く場として町政懇談会あるいはまちづくり懇談会を開催し、行政課題について意見交換や地域課題の把握に努め、町民からの意見、提言、要望を受け、町の計画策定など各種施策の反映に努めてきたところであります。

平成29年度までは、町が抱える課題等への対応のため、必要に応じ懇談会を開催してまいりましたが、平成30年度以降は年1回は必ず開催し、住民の皆様のご意見を伺ってまいりました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の急拡大による影響で、今現在開催できておりませんが、これまで多くの住民の皆様に参加して

いただけるよう、土日開催や夜間、日中開催、またいずれの会場でも参加できるように対応するなど、いろいろ工夫しながら実施してきたところでもあります。

次に、住民との協働の状況ではありますが、現在コロナの関係で思うように開催できていない状況にあります。各種行事やイベントの共催、後援、実行委員会の参加が多くあり、公共施設管理などの事業者委託への指定管理、自治活動支援事業費補助金を活用した地区との連携事業にも多く取り組んでいただいております。

議長 淀川豊君。

10番 これまでの住民の声を町政に生かした町政運営、あるいは住民との協働の状況について課長からご答弁いただきましたが、これまでも住民の声を聞き、町政運営を行っていくことについては議会と当局、議論が様々あったかというふうに思います。今課長から答弁をいただいた在り方がこれまでの住民の声を聞き、町政を運営を行ってきたことであろうというふうに思います。

そこで、住民の声を町政に生かしていく町政運営についての町長の基本的な考え方を伺いたいというふうに思います。

議長 内記町長。

町長 私から住民の声を町政に生かしていく町政運営の私の基本的な考え方についてお答えします。

私は、さきの町長選挙を通じ、町に対する思いや、政策や施策の望ましい在り方について多くの方々からお話を伺うことができました。改めて多様な意見や考え方があることを肌身で感じた次第です。私は、こうした体験を大事にすることが大切であると考えています。

町長に就任し、町の方向を決める決断や判断をしなければならぬときに、様々な意見や考えを全てまとめて決断や判断することは大変困難ではありますが、決断や判断をすること自体の

大きなよりどころとなっておりますことは確かです。可能な限り話を聞く、対話を重ねることこそが町民の皆様の声を町政に生かす道であると考えております。

議長 淀川豊君。

10番 今住民の声を町政に生かしていく町政運営についての基本的な考え方ということでお聞きしましたが、町長になられる前、多くの住民の皆様方と対話をしながら地域の状況を見てきたということであるかというふうに思いますが、現在現職の首長となられたわけでありまして、住民の声を町政に生かしていく町政運営について、具体的にどのような形で取り組んでいくのか、その点について伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 私から住民の声を町政に生かしていくために、具体的にどのように取り組んでいくかについてお答えします。

基本的には対話の姿勢を常に持っていることに尽きると考えております。そして、その機会、住民の皆様との対話の機会ですが、地域における座談会や各種団体等組織の皆様からの意見聴取、町が設置する各種委員会での協議など多くあります。

しかし、私が最も大事な機会と考えておりますのは、住民の代表者であります議会であると考えております。議会での対話を通じ、政策形成、そして決定を図っていくことで町民の声を生かした町政運営がなされるという考えです。その上で、私は実施した政策なり施策が対象とした方々から政策なり施策に対する評価や効果を受け止め、次に進むという行為があつて町民の声が生かされた町政が回っていくというふうに考えております。このことは、大げさな言い方になるかもしれませんが、議会制民主主義の基本であると思っておりますが、私は基本をしっかり実践することこそが住民の声を生かした町政運営の要であると考えております。

議長 淀川豊君。

10番 具体的には対話、そういった機会、団体と、また住民の代表である議会と十分議論しながら、そういった意見を聞きながら町政運営をしていきたいということのご答弁をいただきました。明確にこういった形で行っていくかということは、やはり忘れることなく継続して取り組んでいただければというふうに思いますし、我々議会としても町長と対話をしながら、両輪ということで町政運営に携わっていければなどというふうに思います。

最後のテーマとなります除雪対策について移りたいというふうに思います。西和賀の冬は本当に厳しい季節であると、最近私自身もつくづく感じるようになりました。冬期間に道路除雪もできず、陸の孤島となっていた時代から考えれば、除雪作業員の不断の努力によって、県下では、建設課長からも前段で答弁がありました。高評価の道路除雪をされているというようになりました。このこと自身は、私もその認識はありますし、まさにそのとおりだなというふうに感じております。否定するものではありません。

しかし、県下でも1番の高齢化率となっている西和賀町にとっては、高評価の道路除雪を誇っていても地域の未来はないというふうに感じております。むしろ安心して暮らせる西和賀の冬について、具体的に検討あるいは実施をしていかなければならない時期になっているというふうに思っております。つまり高齢化する地域の生活除雪の充実が求められているのではないかなというふうに感じております。きめ細やかな道路除雪は重要であります。もちろんやっていかなければなりません、それだけではこの西和賀では生活していけない、暮らせないということで、生活除雪について質問をしていきたいというふうに思っております。

まず初めに、先輩の質問と重なる部分等あるかと思いますが、現状の除雪対策について町長はどのように捉えているのか、お伺いしたいと

いうふうに思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

本町は、岩手県内で唯一全域が特別豪雪地帯の指定を受けている町であり、安心安全な町民生活を保障していく上で除雪対策は極めて優先度が高い施策であると認識しております。除雪対策のうち町道除雪につきましては、さきの質問にありましたとおり建設課長から答弁させていただきましたが、現状としては住民生活に大きな支障がないように何とか持ちこたえているところでありますが、様々な課題を抱えていることも事実であります。

また、町における除雪対策は道路除雪が全てではなく、住民が生活をしていく上で支障となる種々の雪の問題、その全てが除雪対策の対象になるものと捉えておりますが、対応に当たっては町、地域、町民の役割分担を整理しながら考えていく必要があるものと認識しているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 次に、今後ますます進行すると予想される高齢化、あるいは人口減少時代の除雪対策について町長の基本的な考えを伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えします。

除雪対策の上で、高齢化、人口減少は明らかにマイナス要因であり、私も昨年の選挙戦でこのような社会環境下における除雪対策の重要性というものを訴えさせていただきました。民家や私道などの除排雪については、これまで町は原則として関わってこなかったわけですが、今までは自分の力で、自力で雪の処理を行っていたものが、高齢化によってそれが難しくなったり、あるいは全くできなかつたりという世帯が増えてきております。また、空き家も増加しており、屋根からの落雪の危険性や除排雪の問題なども顕在化してきています。

先ほど申し上げたとおり、町、地域、町民の役割分担を整理しながら対応していく必要がありますが、地域として問題意識を共有し、課題解決を図っていくための取組に対して、町としても可能な限り支援を行っていきたいと考えているところであります。

議長 淀川豊君。

10番 最後の質問となります。ちょっと細かい質問で重なる部分も多々あるかと思いますが、今後は生活除雪の充実が喫緊の課題となるというふうに考えますが、その点についての町長の基本的な考え方を伺いたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えします。

まずは、生活除雪の充実が喫緊の課題ではないかという議員のご指摘に関しては、私も全く同感でございます。この点については、認識を同じくさせていただいていると思います。その上で、その進め方、対応というものを定めていかなければならないわけですが、今年度、さきにもお話ししましたが、国土交通省において創設されました交付金事業を活用し、西和賀町地域安全克雪方針というものを策定することとしております。実際の策定作業は令和4年度になるわけですが、まずは除雪に関し、援護が必要な世帯や、既存の共助の仕組みや組織、また除排雪業者の体制などについて調査を行うこととしており、こうした中で現状と将来の課題を整理し、課題解決に向けた取組に反映させていきたいと考えております。

今年の冬を通じて、本当に個別には大変な事例がいっぱいあります。でも、実際はどこまで踏み込むかという段になると、やっぱり行政として公平性なり、いろいろ考えた上で難しい点が多々あります。そこは一つの線を引くなり、決まりをつくっていいのかも含めまして、踏み込んだ検討が必要であると痛感した次第であります。

今回の克雪計画を通じまして、その辺を整理

し、より踏み込んだ対応がどこまでできるのかということを検討させていただいて、その上で対応を進めていきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 今定例会で初めて内記新町長に質問させていただきました。様々な質問をさせていただきました。町長の基本的な考え方やその姿勢について理解をさせていただいたように思います。今後も我々の地域を憂い、質問をさせていただきますが、今回の答弁を土台に議論を進めてまいりたいというふうに思います。

地域課題は大変多いです。社会状況も刻々と変化しています。行政運営は、おのずと難しいものとなるかというふうに感じます。前任者からの引き継がれた計画あるいは施策等もあるかというふうに思いますが、いま一度立ち止まり、時にはご自身の英断で地域の未来を切り開いていただきたいというふうに思っております。

私は、議会の中で一番年少議員ということですが、年齢的には世間一般では若くはないというふうに思っておりますが、まだまだ諸先輩の皆様方に比べれば経験が浅いというふうに思っております。まさに古きをたずね新しきを知ることが重要だというふうに感じております。また、変化を恐れず変わっていかなければならないというふうにも思っております。今後様々な提言で内記町長には挑んでまいりたいという、そういう覚悟ですので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時35分 休 憩

午後 2時45分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順4番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 本日4人目の一般質問となります高橋宏です。よろしくお願いたします。先ほど同僚議員からもありましたけれども、新型コロナウイルスの感染もなかなか収束、そして終息する道筋が見えてこない中、ロシアによるウクライナ侵攻というのも重なり、社会不安が増す中で、農家、農民にとって非常にまた不安が増す水田活用の直接支払交付金の見直しという計画が出されました。本日は、この交付金の見直しということと、町内の中学校の施設維持の状況と将来の見通しについて、この2点について質問したいと思います。

昨年12月、日本農業新聞で令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。西和賀町のように中山間地で条件不利地の多い地域において今回の制度が施行された場合、町の農業、農地の維持、そして集落、地域の環境保全に多大な影響を及ぼすと思われる。この件に関しては、町長も施政方針で本町への影響が大きいとの認識を述べられております。現時点での町の対応について伺います。

まず最初は永年性牧草についてですが、昨年までは10アール当たり3万5,000円が支払われていた交付金が、播種を行って収穫した場合のみ10アール当たり3万5,000円、播種を行わず収穫だけをした場合は10アール当たり1万円と変更されます。通常、牧草は一回播種を行えば最低でも5年、通常10年以上、刈取り、収穫を行います。交付金が3万5,000円から1万円に減らされると、農地を賃貸契約して牧草を収穫している方は採算が取れず、結果、返された農家も何も作付できず、耕作放棄地が増加することにつながると思います。本町では、水田面積に占める永年性牧草の割合18%というふうにお聞きしていますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 水田活用の直接支払交付金の見直しに関

しますご質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金の見直しについては、今後の西和賀町の農業のみならずまちづくりに大きな影響を及ぼすと考えています。本町は山間地域であるものの、水田が耕地の7割以上を占める水田型に属し、水田活用の交付金は農家の収入源の一つであり、令和2年度は西和賀町全体で2億5,000万円が交付されておりますが、今回の見直し方針どおりに5年に1回の水張りが義務づけられた場合、半分以上になることが予想されます。さらに、担い手への農地集積、中山間地域直接支払交付金等への影響も懸念されます。

国では、今後5年間で様子を見ながら方針を定めるということですので、地域の実情を的確に伝えていくとともに、5年後の地域農業を見据えた取組を実施していかなければならないものと考えております。

個別事項の現時点での町の対応については、担当課長から答弁します。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、まず私から永年性牧草の大規模作付地域での耕作放棄地の増加の可能性についてお答えいたします。

永年性牧草の交付単価につきましては、平成21年までは10アール1万円でしたが、戸別所得補償制度が導入された平成22年に戦略作物として10アール当たり2万7,400円、次の年、平成23年からは10アール当たり3万5,000円の交付となって現在に至っております。西和賀の地域によっては3万5,000円を交付されることを前提として独自ルールを構築しているところもありますので、今回の改正ではこのルールの全面的見直しが必要になるものと思っております。非常に厳しい状況であり、地域で合意がなされない場合は、耕作放棄地や非農地化される農地の増加が避けられないものと考えております。地域の将来に大きな影響を与える改正であり、この機会に農地や農業について真剣に検討して

いかなければならないものと考えています。

議長 高橋宏君。

8番 このことについては大きな見直しなのですけれども、一方で、東北農政局などからは水田なので、牧草についても、ほかの作物は全部播種から行っているからというような見解で、このような変更というふうに言われているのですけれども、なかなか現場としてすぐに、では今年度から対応できますかということ、なかなか難しい面があると思います。

また、今担当課長が言われたように、地域で大きな位置を占めて永年性牧草を作付している地域もあります。そのような地域を考えると、今の意見のように地域の農業をどう考えるかということを含めた中で我々も検討しなければいけませんし、国へも、最後にも述べますけれども、国に対しても急激な変更は何とか考え直してほしいというような訴えはしていかなければいけないのではないかなと思っています。

次の質問に移りますけれども、最近大変作付面積が増えております大豆、ソバであります。大豆やソバを作付する際に大型機械で排水対策、いわゆるプラを使って排水対策を講じた圃場が各地に見られます。このような圃場が本当に5年に1度の水張りは可能であるかとお考えでしょうか、現状をお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

大豆、ソバにつきましては、土地利用型の転作作物として平成22年度から本町での作付が増加し、その後順調に伸びてきてまして、本町の重要な品目になってきております。規模の大きい経営体や集落営農組織が米との複合経営を行っていることが多く、多くが借り入れた農地への作付となっております。圃場によっては条件の悪い農地も多く、年数をかけて様々な対策を講じ、収量の増加に努めておりまして、一概に5年に1回の水張りが可能かということ、難しい農地が多いと考えております。農地の状況は耕作

者が一番分かっていることでありまして、ブロックローテーションが有効な農地と、むしろ合わない農地があるものと考えております。これは西和賀町のみならず、平地地域の整備された水田でも同様でありますので、机上の論理にとらわれず、生産者目線の水田活用を主張していくことが今後重要と思っております。

議長 高橋宏君。

8番 国のほうでは、担い手、農地を集積するという、それをずっと推進してきております。その中で大豆、ソバを作付する際に、今言われたようにやはり条件の悪いところは大型機械を入れて、効率をよくするためにはどうするかということで排水対策をしてきたのは、先ほど言われたように耕作する農家が一番いい方法ということでこのような排水対策を講じて、国のある意味施策にのっとなってきた。それがここに来て5年に1度水張りをしなさいということと言われても、いわゆる田んぼをやる場合の盤、一番下の盤まで掘り起こして、そして排水対策を講じていますので、そういうところに5年に1度水張りをするのは現実的ではないということ、今課長おっしゃられたように現場の意見として伝えていってもらいたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。リンドウは、先ほどちょっと話が出たのですけれども、水田ブロックローテーションということで、水張りをしてリンドウということが、ある意味そういう観点からは合致した作物ですし、リンドウはそもそも一度水田にしたところでないと作付してはいけないということで始まっております。しかし、逆に作付してから2年間は養成期間ということで、ほとんど収穫はいたしません。そうなりますと、残り3年間、農家にとってみれば一番リンドウが育ってきて一番収穫が増えるというときに、また水田に戻してくださいというような話になってしまいます。作付している農家にとっては、とても収益性が上がらない、収益性が

低下していくことにつながるとは思いますけれども、この点についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

リンドウのみならず、西和賀といえばワラビ、あるいはアスパラガス等、水田転作で作る作物は作物ごとに適正な周期があるものと思っております。議員おっしゃいますとおり、リンドウの場合は植付けから3年後に収穫が始まり、四、五年間収穫し、水田に戻すのが一般的です。ですので、5年に1回の水張りという部分では合わないものと思っておりますが、逆に言えば奨励金をもらわなくても、リンドウについては5年目、6年目、7年目ぐらいまでは採算が取れるという状況もあります。でも、それをよしとするものではなくて、水張りを5年に1回というような方針については、こういった作物がありますので、ぜひとも取り下げしてほしいというふうに思っております。したがって、圃場によっても収穫できる年数は違ってきますので、一律5年に1度の水張りでは収益が低下する経営体は出てくるものと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 今言われたように作物によって様々な条件が違いますし、ただ一方でリンドウは非常に西和賀町でも高収益を上げている作物でありますし、国の考え方としても水田を使って、交付金がなくてもいいですか、自立した農業にしてくださいというのが一方の方向だとは思いますが。しかしながら、せっかく水田を利用して今までやってきた農家にとっては、この交付金は経営上大きく占めるものですので、今課長が言われたような考えを現場の考えということで訴えていってもらいたいなと思っております。

次の質問に移ります。ホールクロップについては、今回見直しもされず、交付金も変わりません。私自身の予想として、ほかのものの交付金が下がる中で、ホールクロップサイレージは比較的取り組みやすいですし、その作付が増え

ていくのではないかなというふうに予想しております。しかし、一方で供給先について、畜産農家はある程度何軒かはあるのですけれども、全てに利用されているという状況でもありませんし、一方、牛に給餌、あまりしますと繁殖障害等の障害が出てくるというようなことも畜産農家の中では認識されていて、この供給先について懸念される点はないのかについてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

ホールクロップサイレージ用稲につきましては、有畜農家以外は供給先が必要であり、過剰生産になると供給先の確保、供給単価の低下等懸念が出てくることから、供給先がなくて作付ができない農家も出てくるものと考えております。また、刈取りの適期が限られており、特殊な機械が必要なことから、刈り遅れによる品質の低下なども懸念されております。いずれ特殊なコンバインということもありますので、急激な増加というのはあまりないのかなとは思っておりますが、米の値段が下がった現在、ホールクロップサイレージに向かう農家は増えてくるものと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 現在酪農家で、貝沢地域ですけれども、TMRというものを生産、供給しております。TMRではロール、デントコーンのロール、毎日2個と、グラスサイレージ、草のロール2個ずつ、365日供給しております。つまりグラスロールで700個以上、デントコーンでも700個以上供給されているという状況なのですけれども、ご存じのように資材高騰などで、今年の春からの種の値段、様々な肥料、あとは農業機械の燃料代等々の資材高騰で飼料供給に課題を抱えております。ほかの地域でもあるように、自分のところで生産できれば一番いいことだなというふうに思っております。

さっき言ったようにホールクロップ用サイレ

ージが全て取って代われるとも思っておりませんし、あまり供給しても障害があります。酪農家、TMRに使用する場合は、全部成分検査をして供給しておりますので、少しでもホールクロップをTMRに利用するというような、すぐにできなくても、今年度から検討に入るというようなお考えはないのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

一般的にホールクロップ用サイレーズ稲の場合は、たんぱく質が少なく、でん粉質が多いと言われております。ですので、さっき議員がおっしゃったとおり、牧草等の配合具合を考えて配合している農家が多いということでもあります。

岩手県では検査機関がないということですので、北海道のほうの検査機関で調べていただいているということですので、その資料はあるということですが、今年西和賀町で作ったホールクロップの検査等をできれば実施しながら、近い将来使えるかどうかについては検討していきたいと思っております。

議長 高橋宏君。

8番 今課長言われたとおり、酪農家でもどんどん欲しいというような状況でないのは私も理解しております。肥培管理についての徹底した、いつまで植えて、いつまでに刈り取っていただき、水分は幾らというような、そういう細かい成分調査が必要だと思いますけれども、先ほど言ったように今の社会情勢をいろいろ考えていったときに、酪農家にとっての自給飼料、あとはホールクロップの行き先というような点で、少しでも可能性があれば検討してほしいなということですので、何とかそのような方向で進んでほしいなと思っております。

次の質問に移ります。5年に1度の水張りをして、水田に戻せない水田は交付対象としないということになりますと、先ほどから言われているように耕作放棄地する農家が増えると思われる。担い手への農地集積していきたいとこ

ろですけれども、その場合に、土地改良区に入っている場合、経常賦課金が発生します。これがネックとなって集積が進まなかったり、経常賦課金そのものの未払いにつながるのではないのかという不安を抱えております、私は。経常賦課金の未払い、不払いが発生、増えていきますと改良区の存続自体にも大きく影響すると思われまますけれども、この点についてどのようにお考えかを伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

現在経常賦課金の賦課は持ち主にかかってくるので、水田を貸し借りした場合でも現在の持ち主のほうに賦課金がかかるという状況になっております。原則として土地改良区の経常賦課金につきましては、地目を変更しない限り賦課されておまして、地目変更の場合は改良区の同意が必要となっております。したがって、作物の生産の有無にかかわらず賦課されることから、収入のない自己保全管理、あるいは耕作放棄地化した水田についても賦課されておりますので、農家の負担は大きくなります。今回水田活用交付金の見直しにより借手のない農地が増加しますと、土地改良費の賦課金の支払いに苦勞する農家が出てくるものと考えられます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 言われたような状況が予想されます。今年すぐということはないかもしれないのですが、そのような農家を出さないため、改良区のほうでもいろいろ苦慮しているようではありますが、そのような状況にならないようにしていただきたいですし、そのような状況があるという現場の状況を何とか国のほうに伝えていってもらいたいなというふうに思っております。

6つ目の質問になります。5年に1度の水張りができないと、水田交付対象から外されると。そうなりますと、中山間地域等直接支払交付金と農地・水・環境保全向上対策の多面的機

能支払交付金、これの減少にも将来的につながるのではないかなと思っております。

議会の政策研究会のときに頂いた資料を見ますと、令和2年度、中山間地域等直接支払交付金は1億355万867円交付されておりますし、同じく農地・水・環境保全向上対策の多面的機能支払交付金も1億586万3,900円交付されて、合わせて2億941万4,767円という金額がこの町に交付されております。この金額がどの程度落ち込んでいくのかというような予想を担当として考えているのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金とも5年間の期間で事業実施することになっておりまして、令和4年度は中山間地域等直接支払交付金が3年目、多面的機能支払交付金が4年目ということで、今対策期間内の交付金の減少はないものと考えております。しかしながら、5年の期間が終わって新たに始まる対策については、面積が減少する集落、場合によっては事業自体に取り組むことができない集落が出てくることも予想されます。水田活用交付金の対象農地とならなくとも中山間や多面の交付対象にはできることとなっておりますが、いろいろな要件を考慮し、今後の農地の活用を検討していかなければならないものと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 中山間地域等直接支払交付金については、除雪の問題で交付金を利用できるのだよというような話も先ほど出ておりました。しかし、基本となる交付金がこの制度によってもし減らされますと、それ自体の活動も縮小されるということで、この町にとって非常に大きな影響があると思いますし、この交付金の支払いによって我々地域も地域の環境保全等ができておりますし、これによって農地維持ができていくということですので、何とかこの制度の見直しにつ

いて訴えていってほしいなと思っておるのです。

最近の農業新聞から2つほど記事を紹介したいのですが、東北農政局が説明に来た際も実際言われたのですが、今回の見直しについて、財務省のほうから水田という名前のついた交付金なので、水田に戻せないところには交付金は出せないよというような話でこのようなことになったといえますか、そのような財務省からの話もあってというような東北農政局の話がありました。それを受けてといえますか、国会のほうで現職、鈴木俊一財務大臣に共産党の紙さんからの質問で、「農水省の水田交付金の見直し決定に当たって、財務省からの意見もあったと聞いたのですが」ということで聞いております。そのときの鈴木財務大臣の答弁として、「転作が定着した農地は、必要に応じて支援の見直しを図る必要がある。農水省と連携しながら、現場の課題についてよく検証していきたい」というふうに述べられております。ちょっとトーンダウンしたのかなというような印象もあったのですが。

また、今日の農業新聞にもあったのですが、現職の金子大臣が参議院選挙に出馬せず、政界を引退すると。国会議員の出入進退について私がどうこう申し上げるつもりはないのですが、これについても野党の国民民主の方からのコメントとして載っているのですが、水田活用の直接支払交付金見直しなどを念頭にということのコメントです。国から様々な改革が示されているが、現場からは不満と不安の声が寄せられると指摘。多様な現場の声を受け止め、職責を全うしてほしいというふうな話が出されております。国のほうでも様々地方からの意見でこのように揺れているというか、一枚岩ではないのかなというような気がしますし、先ほどから申し上げているようにこの町への影響は多大です。現場の声をもっと関係機関と連携しながら伝えることによって、この水田交付金を見直す方向へ行くのではないかなというふ

うに思っておりますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

以前にもご報告させていただいたことがあったと思うのですが、国道107号の復旧に関しまして12月に財務省に赴いた際も、その時点でこのニュース入りしましたものですから、この転作制度の見直し、非常に影響は大きいという旨を伝えさせていただきました。そうしましたら、やはり各地から同じような声が上がっているということで、かなり早く向こうというか、霞が関のほうにはそういう声が届いているのだなというふうに感じております。

それからまた時間は経過し、各団体なり地域から様々な意見が出て、今のようなお話につながっていることと思いますので、引き続きその辺、西和賀町としてできることを最大限やり、関係機関、団体と協力しながら取組をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長 高橋宏君。

8番 今町長から答弁もありましたし、住民が困っていることでありますので、もちろん議会も協力しなければいけないと思っておりますので、協力しながら何とかいい方向に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。町内の中学校の施設の維持の状況と将来の見通しについてということなのですが、町内の小学校は合併して10年が経過いたしました。合併時にある程度の改修も行われたものと理解しております。

一方、旧町村で建設された中学校はかなりの年月が経過しているのではないかと思います。特に沢内中学校は私も入った学校で、中学2年のときに入った校舎ですので、50年近く経過しているのかなと思っておりますし、その経過に伴って老朽化もかなり見られるのではないかなと思っております。整備、修繕の状況についてお伺いいたし

ます。

議長 学務課長。

学務課長 私のほうから中学校施設の整備、修繕の状況についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、湯田中学校は平成4年建設で30年が経過しており、沢内中学校は昭和47年建設で50年が経過しております。平成24年には耐震補強工事を行い、対応してきておりますけれども、施設の経年劣化が進んできている状況にあります。

令和2年に個別施設計画を策定しておりますが、沢内中学校を使用していく場合、現状の建築基準に対応した防火戸更新や外壁、内壁の全面塗り替え、屋根改修など大規模な改修が見込まれております。防火戸更新については緊急性が高いことから、令和4年度の当初予算で設計費を計上しており、設計後、補正予算での更新対応をお願いする予定としております。湯田中学校においては、今後屋上部の防水シート更新と外壁の塗装が必要である診断となっております。また、両校ともですが、劣化などにより配管系の修繕や雪囲い、屋上部の防水シート補修などの修繕対応についても増えてきている現状にあります。今後についても、学校からの要望と現状の緊急性を考慮しながら、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 私も両中学校のことが気になりましたので、学校に行っているいろいろお話を聞きました。たまたま湯田中学校の校長先生は、前任地が沢内中学校ということで、沢内中学校に比べれば湯田中はいいですよというような話は伺ったのですが、沢内中学校、そういう意味では逆に今防火戸の話がありました。この防火戸の具体的な修繕内容についてと、配管についてとの話があったのですが、水道で一部、長期使用しないと茶色い水が出てくるとか、あとは先ほど沢内中学校は築50年ということで、その当時から電気に関して、高圧から低圧に落

とすというか、電気室についても耐用年数が過ぎていてのではないかというような話を聞いているのですけれども、この点についての状況をお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 初めに、防火戸更新についてお答えいたします。

防火戸につきましては、前の古い仕組みとなっていて、熱で溶けて扉が閉まる仕組みのものとなっています。それが今の建築基準には沿わない形でありますので、集中管理で、煙熱感知等で防火戸が閉まる仕組みの部分に更新をしたいというものであります。

あと、ご指摘の沢内中学校の受変電設備になると思うのですけれども、こちらのほうは高圧電力を低圧電力に変圧する施設になります。電気管理技術者からも劣化している指摘を前から受けておまして、令和元年に更新工事の見積りをいただいたところでしたが、その後、昨年度エアコンの工事を実施して、今年LEDの工事を実施しました。その工事を終えてから、その使用電力等を考えた上で再度対応を考えたほうがよいというご意見いただいておりましたので、今年度LED工事も終わりますので、再度業者さんと相談をしまして、これから対応したいということで考えております。

あと、水道水につきましては、毎年水質検査をして異常はない状況であります。やはり水道管が経年劣化しておまして、ご指摘のとおり休み明けとか長期休業明けにつきましては濁り等がある状況にあります。休み明けは水道数の確認、ある程度水を流しておくなどの対応は行っていきますけれども、根本的に水道管の劣化によるものですので、改修する場合は管自体を更新する必要があると思っております。現状、緊急性を踏まえた対応が求められているところですが、大規模な改修となりますので、施設全体の在り方を考えながら対応していきたいと考えているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 町内には様々な教育文化施設があります。今言われたように緊急性等の調査をしなければというのはもちろん分かります。修理、修繕の優先順位というのはあるとは思いますが、毎日利用している学校施設については最優先で整備していただきたいと。

先ほど言った電気については、もし故障が発生した場合は、そのとおり古い施設なので、部品がなければ長期、電気が使えない状況になるのではないかというような専門家の意見もあります。児童生徒が不利益を被らないような配慮を考えて、これからも進めていただきたいと思っております。

同時にといいますか、これは小学校、中学校一緒だと思うのですけれども、少子化が改善されず生徒減少が続いてきております。私が沢内中学校さんからもらったデータですと、現時点では沢内中学校38名、令和10年には25人ということで、劇的に減るわけではないのですけれども、保育所さんなどの話を聞くと、これ以降からがくっと、出生率からの予想をしていくと生徒減少が劇的に始まっていくのではないかなというような話があります。

そういう中で、施設もそうですけれども、現場、生徒さんに、生徒減少によって職員数が減るとか、どのような悪影響が考えられるのか、どのような状況になっていくのかという点についてお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

今お話があったとおり徐々に生徒数減っていく形で、令和9年頃まではそんな大きな波はないのですけれども、令和10年以降にかなり大きく児童数は変化してくるということになります。中学校につきましては、複式等はまずできないというか、形になろうかと思いますが、小学校になってくると、人数によって複式対応

という部分も求められてくるものと思います。そういった場合、先生方の数、あと私も教育長も北上とかで学校公開でも複式の学級を見てきているところですけども、複式の学年になると先生方、教えるのも2つ同時に進行させて、いろいろ指導も苦勞されている状況で、子供さんたちも落ち着いた環境の部分からはちょっと、やっぱり複式は大変なのだなという思いがしているところなんです。少ないことによって個々の生徒に対する接し方の部分は増えるかもしれませんが、やはりある程度的人数の中で受ける教育というのは必要だと思いますので、そういった部分で影響が出てくるのかなと感じているところなんです。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど言いましたように、小学校は合併して10年が過ぎております。生徒が少ないので、統合というような話を保護者からも聞いておりますけれども、私はこの西和賀町、東西50キロの町で、小学生がバスに、恐らく今でも、旧町村で合併のときにいろいろ話が出たと思うのですけれども、朝から30分以上バスに揺られて、それで授業を受けるというのはちょっと酷だなと思いますし、西和賀町のどこに建設したとしても、子供への影響を考えると小学校の統合というのはちょっと現実的ではないのかなというふうに考えます。

そうになっていくと、中学校が統合するのか、両方、小中学校の建設の2つの選択肢になっていくのかなと思います。先ほど課長が言われたように令和10年以降、生徒減少が見込まれると、そういうデータ、数字が出ている以上、来年、再来年にはできないにしても、西和賀町、将来小中学校の教育をどのような方向にしていくかという検討には入るべき時期に来ているのではないかなと思うのですけれども、現時点で担当としてどのようなお考えかをお伺いいたします。

議長 教育長。

教育長 皆さん、こんにちは。本日、中学校3年

生が県立の公立入試として、今の時間、ちょうど理科の時間が終わって開放されたかなという時間になります。今まで頑張ってきた実力を発揮して目標や夢に近づいてくればというふうに思います。ちょうど中学校の質問でしたので、ちょっと思い出させていただきました。

さて、議員のご質問で、中学校だけではないとは思いますが、今後の中学校の在り方の方針について若干今考えているところをお答えしたいと思います。今課長のほうからお話があったように中学校施設の経年劣化が進んでいる現状にありますし、多額な経費となりますが、そこで改修するべきか、新たな施設更新などを図るべきかの判断、方向性が求められている時期ではあるなということには私も感じているところなんです。

以前から中学校において、生徒の減少により十分な部活動ができないと心配する保護者の意見が多かったようにも聞いておりますが、ただし今後の国の方針としては、中学校の部活動については学校から切り離すと、地域に委託するとかということで、地域団体活動に移行する見込みということになっておいて、今その試行に入っているところと聞いております。

今後の見込みなどを踏まえますと、教育委員会としては、先ほどからお話があるように中学校というよりも西和賀町の保育、小学校、中学校、高等学校全体の教育環境について検討する時期に来ているのではないかなというふうに考えているところなんです。

大きな教育課題であります。西和賀町の子供たちの教育環境が今後どうあるべきか、皆さんと一緒に考えて、よりよい教育活動の創出へとつなげていきたいというふうに考えているところでした。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 県内では、今言われた小中学校というのは、私は滝沢の柳沢の小中学校というような

メージがあります。柳沢小中学校は、学習の面で非常に効果が上がっているということで、いわゆる進学率といいますか、進学校に多く進学しているとか、そういう効果が大きいというふうに聞いています。

ただ、教育長が教育方針で示されたように子供たちにとっては学習面だけが全てではありませんし、知、徳、体の話もあったのですけれども、体とか心の健康を考えますと、それだけだからいいというわけではありませんけれども、総合的に考えて、この町にとってどういう学校がふさわしいのか、保育所から高校まで考えてというような話がありました。ぜひ総合的に考えて、西和賀町にとっては本当に大きな宝ですので、子供たちにとっていい環境に進めていただきたいと思っておりますし、我々も一緒に考えていきたいと思っております。

最後に、町長の見解があれば一言お伺いしたいと思っております。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今ご質問、そして教育委員会からの回答等を踏まえて、いろんな時期に来ているなど、そしてまたそれがかなり今後の西和賀にとって大きな問題であるという認識を新たにしたところがございます。十分に検討しながら、長期的な視点を持って適宜判断し、対応していかなければいけないというふうに思っておる次第でございます。

議長 高橋宏君。

8番 これで終わります。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで3時40分まで休憩いたします。

午後 3時30分 休 憩

午後 3時40分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

一般質問が午後4時までに終わらない場合は、終わるまで会議時間の延長を行います。

次に、登壇順5番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さん、こんにちは。大沓の高橋輝彦でございます。最終バッターでございます。お疲れのことと思っておりますが、もう少しお付き合いいただきたいというふうに思います。

今シーズンの冬は、最近にない大雪となり、痛ましい事故や災害も発生しております。西和賀高校では、体育館が落雪による災害のため、卒業式や入学式などの学校行事ができない状況になっております。壁が割れ、鉄骨が曲がるなど修繕の見積りも立てることすら困難なほどの雪害となっております。雪の恐ろしさを改めて認識させるシーズンとなっております。

また、この積雪、降雪の多さにより除雪機の稼働時間が大幅に増えたのに加え、燃料費の高騰は町民の経済に大きなダメージを与えております。私は、十分これも雪害に値するものと思っておりますし、災害支援について議論の余地があるのだろうというふうに思っております。

さて、今回の一般質問は、町長の施政方針演述についてと教育長の教育方針演述について質問をさせていただきます。同僚議員と雪に関して重なる部分がありますけれども、そのまま質問させていただきたいと思っております。それでは始めます。

銀河ホールの活性化方針を定めての大規模修繕を進めるとしてありますが、活性化方針とは具体的にどのようなものか、まず伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

銀河ホールの活性化方針について、銀河ホールが有している機能を保持するためとして、懸案となっている調光基盤等の改修については多額の費用が必要であると試算されています。一方で、その多額の費用に見合う施設としてどのように運営していくのか、いけるのかなどの議論があることも承知しております。私としては、

銀河ホールが設置目的を果たしていくために必要な機能を今後も保持し、さらに演劇を中核とするホールの特性を発揮し、町の発展に寄与していくためには、懸案となっている改修は実施しなければならないものと考えております。

しかし、そのためにはさらなる町民の皆様からの理解を得ていく必要があります、町としてどのような覚悟を持って運営に当たるのか、そして目的を達成するためにどのような取組をし、どのような目標を設置し、評価を得るのかが必要であると考えております。それを活性化方針として施政方針で表明したものであります。

方針には、調光基盤改修後から一定期間を計画期間とし、目標と合致する将来像と、達成するための取り組み方、実現するための手順や工程、さらには運営方法、施設維持管理に関わる財政計画などを盛り込まなければならないものと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 施政方針演述にも掲げておられます。また、先ほどの答弁とかでもスポーツ文化に注力していくのだというふうなお話もございました。

当初予算のほうには、ちょっと遠慮しがちな予算の数字だなというふうに思っておりましたけれども、その辺りのところで思い切った修繕、町民の理解の下ということでお話があったのですが、その点の見極めといいますか、予算計上することの見極めの時期はどのようにお考えかお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今の考えからしますと、当初予算に合わせ、しっかり方針を立て、予算を要望するということが望ましかったかもしれませんが、いま一つ、さらなる理解を得る、しかもかなり多額な予算であるということから、先ほどのような方針を立ててやっていくという手順を踏まえて取り組みたいという考えで、当初にはお願いしておりません。ということで、ただ一方で今後を考え

ると来年度予算ということも考えられますが、修繕しようという前提でこれまでも動いてきて、調光基盤等については危険性も伴うようなお話もありますので、そこを見極めて補正なり等で要望という形もあり得るということで今進めさせていただいております。

議長 高橋輝彦君。

6番 それでは、補正もあり得るのだということで理解いたしました。

次に行きます。ゼロ歳児保育の実現について進めるとしておりますが、今までも町民懇談会等でそのような要望があったにもかかわらず町はそこに踏み込まなかったのは、特に乳幼児時期は家庭で、親子でいろいろな困難を乗り越えて一緒に過ごすことで家族の絆を強くしてもらいたいのだという町と教育現場の理念があったからだと認識しております。

しかし、昨今、当町においても子育て世代の方々からゼロ歳児保育を要望する切実な声があり、あまりにも多く聞こえてきております。子育て世代が子育てしやすい環境を整えることは町の責務であります。ゼロ歳児保育は実現するべきと思います。

ただ、やはり家族の絆の理念は踏まえる必要があろうかと思っております。希望される家庭のゼロ歳児は全て受け入れる方針なのか、または対象者に何らかの条件を求めて取り組まれるのか伺います。

議長 内記町長。

町長 ゼロ歳児保育についてお答えします。

乳児を預かるための施設整備、職員体制等に課題がありますが、ゼロ歳児保育を実現していくため、担当課である学務課、保育所等と検討を進めておりますし、民間での対応も含めて今協議させていただいているところでございます。

対象者の条件については、通常の保育預かりと同様、保護者が仕事等により家庭で乳児の世話が困難な場合お預かりすることになりますし、何か月からの乳児を預かるかなど、具体的、条

件的な部分については今後検討していく内容となっております。保育関係機関との連携はもちろんですけれども、子育て世代のニーズを踏まえながら検討していきたいと思っております。

先ほどの理念に係る部分ですが、そこはそれで大事にし、一方では働くお母さん、お父さんも含めてになると思いますが、そういうこともやっぱり見極めながら、先ほどのニーズを踏まえて検討を進め、実現化を図っていければというふうに考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。親子の絆の部分につきましても十分にご説明をいただきながら、ご理解いただきながら進めるのがよろしいのかなというふうに思っております。

次に行きます。農業農村政策に関わる専門官を配置し、集落組織活動の底上げ、第三セクター等の在り方の見直しに当たっておりますが、具体的にどのようなことを始められるのかお伺いします。

議長 内記町長。

町長 農業農村政策に関わる専門官についてお答えします。

国及び県の農業農村政策に基づく事業を本町の实情に照らし合わせ、より有効かつ効果的に事業導入、実践を進めるために農業農村政策調整官を配置しようとするものです。

加えて町が関わっている農業関係の第三セクター及び関係団体の再編整理に取り組み、事業導入、実践の効果が町の施策として合理的に図られるようにするものであります。

具体的には次の2つの取組を進めていきたいと考えています。1つ目は、日本型直接支払制度の再考と高度利用モデルの創出であります。本町においては、日本型直接支払制度の趣旨を最大限発揮するため、積極的な取組で成果を上げている集落、組合がある一方で、制度の活用自体が危うくなってきている集落もあり、集落

間で差が生じている現状にあると言えます。積極的、先導的な集落は、よりその活動の活性化を図るとともに、その先導的な取組を活動が停滞している集落に取り入れるべく、支援の在り方の検討を含め、取組を進めることで集落間の格差の解消を図りつつ、より制度の効果を高めようとするものであります。

2つ目が町の第三セクターを含む農業関係団体の再編を含む町との関わり方の検討、方針策定であります。第三セクターである株式会社山の幸王国、NPO法人西和賀農業振興センター及び西和賀土地改良区のそれぞれの設置目的、現在の業務実情、そして町が農業政策上、期待する役割を整理し、望ましい姿とすることです。

また、株式会社湯田牛乳公社が企業として業務拡大を図っている状況を踏まえ、今後の新たな関係づくりの検討も含め、取組を進めたいと、そういう役割を持たせたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、今までの農政推進員と全く違うということだと思います。しかも、第三セクターとの関わり合いを今後深くしていく、展開をしていくというふうなことで理解いたしました。大変すばらしい調整官ができるのだからということで、ご期待を申し上げるところでございます。

次に行きます。急発進抑制装置設置事業補助金を創設し、町内65歳以上の高齢者ドライバーを対象に実施するとしておられますが、町内でこの種類の事故というのは今まであったのかどうかお聞きします。

議長 内記町長。

町長 急発進抑制装置設置事業補助金につきましては、担当課から答弁します。

議長 町民課長。

町民課長 急発進抑制装置につきましては、私のほうからお答えいたします。

北上警察署から確認を取ったものになります

が、令和3年の北上警察署管内の人身交通事故発生状況によりますと、132件のうち西和賀町では2件でありまして、この2件のうち1件がペダル踏み間違いであるという状況です。

なお、物損事故につきましては、踏み間違いの統計は取っていないということでしたので、把握はできておりません。

議長 高橋輝彦君。

6番 それで、この装置は町内の事業所で取付けは可能なのでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 あらかじめ町内の7業者対しまして行っておりました意向調査によりますと、1業者を除いて可能であるという回答は得ております。

議長 高橋輝彦君。

6番 大変いい事業だというふうに思っております。町単独事業ということでありまして。この補助割合、また装置設置の単価はどれほどなのか。私の見落としかもしれませんが、当初予算のほうに計上あったのでしょうか、ちょっとその辺お聞きします。

議長 町民課長。

町民課長 一応あさってから始まる審査のほうでも説明しようと思っていたのですが、当初予算には計上しております。

それから、補助割合についてですけれども、急発進抑制装置を後づけした場合に必要な書類を添えて申請していただきますけれども、障害物検知機能つきの場合には最大で4万円と、検知機能なしの場合には最大で2万円という補助内容になっております。

それから、実際にどのぐらいかかるかという質問でよろしいのですよね。ちょっとお待ちください。検知機能ありの場合ですと10万から十五、六万というふうに聞いております。それから、検知機能なしの場合ですと3万円台から5万6,000円というふうに聞いておりますので、その中で補助ということになりますと、通常考

えると最大4万円と2万円ずつ交付になるのかなというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 すみません、細かいことをお聞きしますが、検知機能がついているのとついていないのということなのですけれども、ついていないのというのは自分で何とかするやつですか。これは、どういうことなのでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 機種によっていろんなものがあるようなのですけれども、分かりやすく言うと検知機能ありというのは、当然目の前に障害物ですとか壁とか人とかいた場合に、急発進しようとしたときに抑制がかかるという内容です。検知機能なしというのは、急発進をしようとしたのを同じようにセンサーで感知して抑制することなので、センサーに感知しない場合はぶつかるということになるのですが、障害物があるなしで、検知機能なしというのは急発進と機械が認知すれば抑制機能が動くというふうに理解いただければと思います。

(カメラの声)

町民課長 カメラだったりセンサーというのもあるのですけれども、それによって前にいけば、アクセル踏んだ場合に抑制がかかるというような仕組みになっているようです。それでお分かりになりますでしょうか。

議長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、障害物があるかないかでブレーキのよしあしということになるのですね、恐らく。そういうことだと理解しました。値段の違いもそういうところに出ているのだろうということでございます。

先ほどもお聞きしたとおり、急発進の事故については全国的に高齢者の方々に多く発生しているわけでありまして、テレビ等でその事実を知った高齢者の方々が、自らそのような事故を回避するために、免許証を自主返納される方もおられます。どうしても車が必要で手放せない

という方もいらっしゃる一方、必要だけでも、仕方なく手放さざるを得ない方もおられるわけであり、免許証を返納された方に対しても何らかの支援が必要ではないのかなというふうに思っていますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

議長 町民課長。

町民課長 高齢者によります運動機能の低下からくる交通事故防止には、免許返納は大変有効であると思います。ですが、西和賀町は、改めて申し上げるまでもなく、車の必要性が非常に高い地域であろうと思われ、であるからこの交通事故防止の観点から今回の事業を実施したいと考えております。

ご質問の支援についてでございますけれども、町内では公共交通機関としておでかけバスを運行しておりますので、ぜひそちらをご利用いただきたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 おでかけバスでは、やはりいま一つ物足りない気がいたしております。もう一步踏み込んだ配慮のほうをご検討するべきではないのかなと思っております。今後議論してまいりたいというふうに思います。

次に参ります。道路除雪について、除雪に対する新たな方針を策定し、時代に対応した除雪体制の在り方に着手するとしておられますが、除雪に対する新たな方針というのは何なのかお聞きいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

令和3年度国の補正予算において豪雪対策として1億2,300万円が確保され、除雪の安全確保に向けて創設された交付金を活用し、除雪に対する新たな方針を策定しようとするものです。

この交付金事業は、積雪が多く、人口減少、少子高齢化が進展し、その結果、除排雪作業中の人命に関わる事故等が高齢者を中心に急増している豪雪地帯において、民地の除排雪作業時

の死亡事故防止のために試行的取組も並行しつつ、地域ぐるみで行う自立を見据えた戦略的な方針として地域安全克雪方針を策定し、豪雪地帯の除排雪作業時における安全を確保することにより豪雪地帯の振興を図ることを目的としております。

この地域安全克雪方針の策定につきましては、民地の除排雪作業中の死亡事故の防止に向けたものであること、地域住民をはじめとした地域の各主体が策定に参加すること、地域の現状と将来見込み、地域の将来構想、地域のルール、各主体の取組事項、評価指標を定めることなどの要件があります。

方針策定に当たっては、除雪作業事故や要援護世帯の状況、既存の共助組織、除排雪事業者の体制などの調査により現状を把握し、地域の関係者と、地域の現状や将来見込み等の認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のために取組を検討したいと考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今のご答弁の中で民地でのというふうなことでございましたのですけれども、道路除雪ということで述べられていたと思うのですけれども、道路除雪の中に民地ということも該当するというところでよろしいのですか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほどの国庫補助を受ける場合の要件として、先ほどの申し上げたことは必須だということで、加えて私も以前から申し上げておりました雪に対しての考え方をまとめたいということが、今回たまたまこの事業を利用してできるということですので、それを活用させていただいて、より幅広く町の先ほどのような議論を踏まえた対策、方針にしていきたいというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 幅広にということでございます。大変いい事業が出来上がるような気がしてきました。

時代に対応した除雪体制の在り方というところでございますが、というのはどういうふうな在り方を想定していらっしゃるのかお聞きします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

特別豪雪地帯となっております本町においては、以前から除雪体制の検討と実践が行われ、これまで公助による福祉除雪制度、共助によるスノーバスターズ活動、住民同士の助け合いにより、独り暮らし高齢者などの冬期生活は支えられてきたものと理解しております。しかし、人口減少、高齢化の進展に伴い、除排雪などの需要は年々高まっている状況にあると感じております。

本年1月31日、積雪が2メートルを超えたことから、町では雪害警戒本部を設置し、被害状況の把握や注意喚起に加え実施した75歳以上要援護者の状況確認等からも除排雪の要望に応えられていない状況にあることが改めて分かりました。行政区を対象に実施したアンケートでは、空き家等の雪対策が共通課題として挙げられたところです。

現在、介護予防・日常生活支援総合事業や中山間地域等直接支払制度集落機能強化加算を活用した地域除雪等の取組が集落、自治組織を単位に進められておりますが、組織の体力差等により全てが取り組んでいる状況にないことや、今後のますますの人口減少、高齢化の進展を考えた場合、地域間の連携や新たな組織化などの体制整備が必要になると考えたものであります。

次に、道路除雪に関しては、午前中の議員のご質問にお答えしておりますように、本町では車道除雪は全て直営方式で対応しておりますが、ここ数年来、懸案となっていることは人手不足で、作業員の確保が難しくなっているということでもあります。このため、全てを直営で対

応していく体制というものは、もはや維持していくことができない状況に差しかかっていることから、まずは一部の委託化なども検討しながら進めるということで、新たな体制の在り方ということで考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今おっしゃられたとおり、やはり一番大きな課題というのは人材確保なのだろうなというふうに思っております。その方策として、事業所等への委託ということが今ご回答いただいた部分だと思っております。

いずれ事業所に委託ということではありますが、県と比較した場合に、事業所も県の事業を受けたほうが得だというふうなお話がございます。なかなかすんなり受けていただけるといような方策があるのかどうか、そこはちょっと疑問ではあります。やはり人材確保のために、私は人材育成が必要なのではないのかなというふうな思いもでございます。その両面、事業所のほうに委託するということをスムーズに委託できるような形、何か考えがあるのかどうか、また個人の人材育成について何かお考えがないのかどうかお聞きします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

委託に関しましては、ご指摘のような課題があると承知しております。また、県との関係もでございます。

先ほど建設課長のほうから、県との関係を進めて、西和賀、県道だ、町道だということを含めてやってきましたけれども、人手不足の中にあっては一緒になってその問題を考えていく必要もあるだろうというようなことで、まだ事務的には具体化させておりませんが、課題として県と共有させていただくという意味で、さきに県知事とお会いした折も、そういう課題について、ぜひ共有させていただいて話を進めさせていただければなというようなことで、手始めとしてお願いした経緯はございますので、

その方針で取組を進める必要があると考えているところがございます。

あと、人材確保の課題ということで、事前にご質問いただいた通告に沿って回答させていただきたいと思っております。人口減少と高齢化の進展により雪処理の担い手不足が明らかとなっていることは、本町に限らず全国の豪雪地帯で共通した社会問題となっているところでございます。

本年のように雪が多い年にあっては、民間の除排雪事業者にあっても自宅屋根等の雪下ろし依頼が集中し、すぐに対応できない状況があります。各地域においても除雪支援を行っている人も、自宅の除雪に追われ、除雪支援が思うようにできないとの声も聞いており、至るところで除雪対策の人材不足が課題になっている状況にあると捉えております。

次に、除雪作業員の確保対策については、本町のような過疎と高齢化が進んでいるところでは喫緊の課題であることは確かにあります。しかし、一方では決定的な有効対策がないことも事実であり、大変苦勞している状況も現実としてございます。今年度から除雪業務に必要な免許取得に要する費用の助成制度を創設などしておりますが、単発の対策で目覚ましい成果を上げることが難しい面があり、幾つかの方策を組み合わせながら魅力を感じてもらえる仕事にしていく必要があるものと思っております。

また、人材を町内だけに求めずに、町外からも広く募っていくという視点も大切ではないかと考えております。今回初めて地域おこし協力隊として除雪作業員の募集を行っているところであります。募集に当たっては、夏場の仕事も確保して、通年で働くことができることも必要な条件であると思っております。人材不足は、直営にしても委託にしても最大の課題であることは間違いなく、あらゆる手を尽くしてこれに対処していかなければならないとしております。

先ほどの答弁と重なりますが、除雪に対する新たな方針を検討することで、人材不足という

大きな地域課題にも対応した共助による除雪支援や、地域内の少数の担い手でも高齢者等の除排雪ニーズに応えられるような連携体制の構築により、地域防災力を高め、冬季生活への高齢者の不安や負担を軽減し、安全安心な地域形成を目指していきたいと考えております。

なお、協力隊の募集を始めますけれども、いろんな意見、アイデアもいただいております。意外と除雪に魅力を感じることを広く全国に発信すれば、まだまだあるのではないかといいお話もあつたりして、プロモーションビデオではないですけども、除雪の様子などを撮影していただいて、SNSなどを通じて発信し、できるだけこういう仕事だよというような紹介をして、魅力を持っていただいて、来ていただけるような広報活動などにも取り組んでいければいいお話もいただいておりますので、幅広に取り組んでまいりたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 先ほど言われていたように県と課題を共有するということが、それから今言われております人材育成、私も町内の人方だけでは、何せ絶対数がありませんので、無理だろうというふうな思いがございます。町外、県外、全国の人方に集まっていただく方法がよろしいのではないのかなというふうに思っております。自動車学校ではないですけども、除雪学校のようなことができれば、イメージとしましてそういうのができれば当町の人材育成につながっていくのではないのかなというふうな思いでおります。

次に参ります。道の駅錦秋湖について、岩手県と連携しながら検討するとしておりますが、国道107号にめどが立った今、道の駅錦秋湖に関して岩手県の方針はどのようなものか、分かる範囲でまずお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今回の国道107号の地滑り災害によって、道の駅錦秋湖は休業を余儀なくされておりますが、

皆様もご記憶のとおり、7年前に起きた土砂崩壊の際にも長期にわたる休業に追い込まれ、レストランなどの経営に大きな打撃を受けたという経緯がございます。

こうしたことを踏まえ、町としては道の駅の移転も含めて今後の在り方を検討しようとしているわけですが、道の駅錦秋湖は道路管理者である岩手県と当時の湯田町が連携して整備を行った、いわゆる一体型の施設であります。このような事情から、岩手県と連携しながら取り組んでいく必要があるということを施政方針で述べさせていただいたところがございます。

現状を申し上げますと、町から県に対しては現状の課題などを伝えた段階であります。今後は、国道107号のトンネル整備等による復旧状況も見据えつつ、道の駅錦秋湖が置かれている現状などについて県との間でしっかり認識を共有していただけるよう取り組んでいきたいという段階でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、県の方針というようなことについては、まだはっきりとは確かめられていないということだと思いますけれども、当町の利益を考えたときに最大限有意義なものにしなければいけないのではないのかなというふうに思っております。そのことだけを考えたときに一番いい方法というのはどういうことであるか、どのようにお考えでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

道の駅錦秋湖については、移転の是非も含めて慎重に検討を重ねていく必要があります。短期間のうちに2度も長期に及ぶ休業を余儀なくされており、この間レストランや売店といった地域振興施設が全く機能していないということは非常に重く受け止めなければならないと思っております。

また、現在の道の駅は国道107号の利用者しかお客様として取り込むことができないという点

において、発展性が望めないというデメリットも抱えております。立地場所がある程度限定されてしまうこととなりますが、場所いかんでは国道107号に加え、主要地方道盛岡横手線や秋田自動車道の利用客も見込むことが可能となり、そうなった場合には今回のように長期休業という最悪の事態は回避できるのではないかという見立てを立てております。

町にとって最大限有意義な道の駅の在り方を探る上では、この立地場所の問題というものが非常に大きな要素をなしているということでは最低限言えるということで現在のところ考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 私も全くそのとおりだなというふうな思いでございます。もしもの話というのはあまりしてはいけないのかもしれませんが、例えば町単独で道の駅を建設しようというふうなお考えは今の時点ではおありになるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 道の駅というものの認定とか、いろんな経過、背景を考えた場合に、今のところ単独でやるという考えは持っておりません。やはり県との連携というか、調整させていただいて、お力をいただきながら進めていくことが今のところ順当なやり方かなというふうなことで考えている状況でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 県が今の道の駅錦秋湖の場所でない駄目だと言ったことを想定してのお話だったわけでございますけれども、県と連携してやることの有意義さと、先ほど町長が言われた、例えば湯田インターの付近とかに造るメリットと比べる必要があるのかなというふうな思いがございました。その上で、それでも県との連携をしたほうがこれは有意義だということになるのでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

仮定の部分がありますので、実際のところそこまで踏み込んで、枠組みをはめて検討する考えではありません。こういう状況を踏まえて、幅広に町の振興と道の駅の関わりの上で最大限有意義にやる方向を探りたいと、今そういう状況でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 では、次に参ります。若者住宅の確保について、若者層のさらなる定着を図るため、需要調査と対策の検討を進めるとしておられますが、今までも十分町内事業者等に聞き取り調査はしてきているのではないのでしょうか。私も独自に数か所からお聞きしておりますが、既に需要は高まっているものと感じております。町にある旧教員住宅等に住まわれている方は、様々トラブルがあったりしまして、大変不便をされた方もいらっしゃるようでございます。これでは、せっかく移住してきた方に大変申し訳ないという思いでおります。早急に救済しなければ、町外のほうに移住されてしまうというふうなこともあり得るのだらうと思っております。

町外から新入社員を採用する事業者側も、住宅事情がこういうような状況では自信を持って町外から採用することができないというふうに思っております。今待望の若者住宅が完成しましても、6人ほどしか入居できません。今からまた需要調査と検討を始めるとなると、気が遠くなる思いがするわけですが、町では現時点でこの状況をどのように捉えているのか伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、第1期の西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証における関係機関のヒアリングと、あと空き家バンクへの登録への問合せ状況などから、町内の住居の必要性は感じております。これまで需要調査というものを全町的に実施したということはなかったと思われまので、まず今年度、町内事業所を対象とする従

業員等の居住の実態、あと今後の需要について調査をしたいということでございます。これにつきましては、第2期総合戦略を進める上では町内各種団体との連携ということを目指しております。その一環として西和賀商工会のほうに調査協力を得ながら、まずデータの収集を行って町の住居対策について検討していきたいというふうに考えたものです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 全体的に町内の提供できる住居は、人がしばらく住んでいないというようなことにより、老朽化が進み過ぎているのではないのかな。ご本人が自分で直したりという対応も困難であろう。もし調査をするのであれば、今町内に1人で住んでおられる若者で、条件のいいところへ引っ越したいのだというふうなことを望んでいる人も調査するべきだろうと思っております。まずは、今住んでおられる方々を大事に考えていただきたいなというふうに思っております。それができないと、移住してこられても定住というふうなことにはつながっていかないのではないのかなというふうに思っております。新規の移住者のことだけでなく、既に移住してこられている人たちの現状も把握に努めるべきではないのかなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

移住者の現状ということなのですが、実際のところ移住者が町内にどれくらいいるかというところの把握というのはなかなか、小さな自治組織の中であれば話としては伝わってきますが、本当に深いところまで分かるかという、まずそこまでの情報というのは得られていない部分があります。

それで、今試行的に町の窓口とかで移住者の把握ということでアンケート調査なども実施して、令和4年度は本格的に取りかかるというこ

ともあって、そこでまず把握に努めたいというところもございますし、あとは4年度からの集落支援員体制という部分もありまして、そのところから町を回りながら情報を得るということは可能であると思いますので、移住定住対策としてはそういう部分も、今住まわれている方も大切にするとするのはそのとおりだと思いますので、対応していければというふうに考えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 今住んでおられる方々が本当に定住というふうなことになるのではないのだろうかというふうに思っておりますので、そこに新規の方が来られても定着しないと意味がないわけですので、しっかりと対応するべきだろうと思っております。

次に、教育長教育方針演述についてお聞きしてまいります。西和賀高校生の「西和賀まち・ひと・しごと魅力図鑑」について言及されております。前年度に引き続き2回目の発行となったわけですが、町において1回目の図鑑を活用した成果等を踏まえて2回目の活用方法をお伺いします。

議長 教育長。

教育長 西和賀高校の「西和賀まち・ひと・しごと魅力図鑑」の活用についてお答えしたいと思います。

昨年に引き続き2回目の発行となりました。西和賀高校で学びたいという制度を広く募集して、併せて町の活性化のために魅力ある高校の在り方を検討している中で、とてもすばらしい取組を展開していただいたものと感謝しているところです。

町内で働いている方々にスポットを当てて、取材を通じて町の魅力を発見し、その内容をまとめ、これを図鑑にして町内外に発信しています。これがまず1回目、昨年度もでしたが、また今年度も引き続きそのような形になると思

ますが、生徒たちがより西和賀町を知ることにつながりますし、この活動は町民の皆さんとの交流を深めることができ、そして生徒が今後の生き方について向き合う機会となっているところです。今後この図鑑作成の取組は、地域と連携した西和賀高校の大きな魅力の一つとして引き続き生徒募集に活用してまいりたいと思っておりますし、もっと西和賀町を知りたい方やUターン、Iターンを希望する方へ、より西和賀町を知っていただく資料として今後も活用していきたいと思っております。

先日銀河ホールで完成発表会がありましたが、まず新型コロナ感染を心配しまして、参加者を制限しての開催ということになりました。しかし、生徒たちはそこで生き生きと立派に発表しており、もっとその姿を町民の皆さんにお見せできればよかったなというふうに思っているところです。学校と地域が協働して地域人材育成につながる取組でもありますので、町としてはさらに協力、支援していきたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 生徒の募集、それからはUIターン者の促進ということでお答えいただきました。

今回の図鑑作成は、生徒全員で取り組んだというふうなことでございます。この事業のいいところは、まず生徒たちが自ら町を歩いて町民にインタビューしまして、それをまとめ上げて、自分たちのコメントを考えて載せております。さらに、大勢の前で発表するということが、それから幾つかのまだまだ作業はありましたが、これらにより様々な分野において能力がついたということ、そしてその一連の作業により郷土愛が育まれたらと思うしております。それが彼らの発する言葉の中に随所に酌んで取ることができました。

また、高校生が取り組んだことにより話題性もあり、メディアに取り上げていただいたこと

により多くの方々に知っていただく機会を得たこと、来町者にも手に取って見ていただきやすいものというふうに思っております。

これの活用方法は、まだまだ秘めたものがあるのではないかなというふうに思っております。西和賀高校の同窓会会員やふるさと納税寄附者などにも発信していけたらなというふうな思いもございます。もし必要な場合は、町が出資して増刷なんていうことも考えなければならないのではないかなと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

議長 柿崎教育長。

教育長 増刷等についてちょっとお答えしたいと思います。

まず初めに、今西和賀高校の子供たちの割合なのですけれども、町外から来ている子供というのが非常に多くいる中、この取組ができたのはすごい成果だというふうに思っているところです。間違いなく西和賀の風や水や音、一つ一つ触れて、必ず人生の中の一コマになったはずだと思っておりますので、いい取組だったなというふうに思っているところです。よって、PR活動は今後大きな課題です。ですので、それを考えたときにあらゆる手段を使って増刷もあるかもしれませんし、ほかの方法があれば、それらを駆使して広げていきたいなというふうに思っております。そのときは、またご支援よろしくお願いをいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 本当に秘めたものがこの魅力図鑑にはあるというふうに思っております。活用をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に参ります。部活動指導員を配置し、町立学校教職員の職場環境の改善を図るとしております。今は、どこの職場においても働き方改革が盛んに叫ばれております。特に今日の教職員の勤務時間等は、見ていてとても厳しいものだなというふうに感じております。その中で、部活動は改革の余地は大いにあるのだろうという

ふうに思っております。これは何名の採用で、資格や条件はどのようなものがあるのか伺います。

議長 柿崎教育長。

教育長 部活動指導員についてお答えします。

令和4年度につきましては、各中学校1名ずつ、計2名でスタートを予定しております。資格要件は特にないということですが、やはり種目に関わった技量だとか、それから生徒を掌握する力だとか、そういうところは当然要求されることとなりますが、今年度はそのような形でやっていきます。校長先生方とも常に連絡を取りながら様子を見ていくということできたいと思っております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 資格、条件は特にないけれども、技量が必要ということで、なかなかレアな感じの採用になるのかなというように感じもしますけれども、学校の教員経験者とかそういう方になるのかなと思ひますけれども、ぜひ早期に本格的な確保に努めるべきだろうというふうに思っております。既にそういうふうな方策はお持ちなのかどうかお聞きします。

議長 教育長。

教育長 実現の方策ですけれども、今年度において部活動指導員の配置も予定しておりましたが、今年度はコロナ感染拡大が非常に多くあったため、部活動が制限されたということで配置を見送った経緯があります。

しかしながら、今年度は学校長との意見交換は十分できておまして、対象の部活、指導員のみども立っている現状で、新年度の早いうちに配置が可能であると考えております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ学校の働き方改革につながるものと思ひますので、しつかりお願ひしたいなというふうに思ひます。

次に参ります。西和賀高校生の県外募集に向け、体制整備推進員を配置するとのことであります。確保について方策はあるのか伺います。また、仕事の大まかな内容も含めてお話しいただければと思います。

議長 教育長。

教育長 それでは、整備員の確保についてお答えいたします。

実は、令和3年度から県外募集に向けて体制整備推進員を配置し、県外募集に向けてのPRの資料の作成や西和賀高校の魅力化ビジョンづくりの業務に当たっていただいております。先日面談も終えており、現状の方を引き続きお願いすることと考えているところです。確保はできている状況です。

具体的な取組については、今後プラットフォームというか、島根県等が行っておりますけれども、その地域みらい留学という全国から集まる組織があるのですけれども、そこに今後参加することや、それから東京でのPR戦略とかいうこともその企画の中には入っております。そういうところを全てコーディネートしていただくような仕事になってくると考えております。

まず、簡単ですが、以上としたいと思えます。

議長 高橋輝彦君。

6番 既にお仕事をしていただいているということでもありますし、予算計上もあつたかと思えますけれども、地域みらい留学というような事業だったですか、そちらのほうのコーディネートもしていらっしゃるということでもあります。いろいろ中心的な事務仕事を担っていくのだなということがまず理解できました。

県外募集の運営について将来の持続的なことを考えたときに、この推進員さんを中心に、例えばNPO法人等に業務を委託して、学校、行政、地域の3者を調整しながら生徒に対応するというふうな、こういう作業を組織的に運営することが必要なのではないのかなと思っております。

ますが、そういう将来像についてどのように描いていらっしゃるかお聞きします。

議長 教育長。

教育長 将来のビジョンということですが、まず始まったばかりで、実はどれくらいの子供たちが西和賀町のことについて興味を持ち、来てくれるかも手探りの状況になっております。少しでも手応えがあり、それから方向性が見えてきたところで持続可能な組織づくりは、もちろん整備していかなければならない問題だと思っております。

以上になります。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひ大いにご期待申し上げますので、よろしく願いしておきます。

施政方針、教育方針を伺ってまいりました。花火のようにアイデアを打ち上げて、わあ、きれいだとか、わあ、すばらしい、ああ、消えてしまったと、また来年なんていうことでは全く困るわけでございます。今お二人におっしゃっていただいたことを確実にしっかり実現していかなければならないのだろうというふうに思っております。微力ではありますが、当然協力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

10日からは予算審査特別委員会に移りますが、予算審査特別委員会については全日程告知端末放送を行いますので、あらかじめお知らせいたします。

議員各位には、会期日程に従い、予定した日程で審査を終えるよう、特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 4時43分 散 会